

九 農 業

土 地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候温暖で農作物の發育最も佳良である。冬季は寒氣が強いが、麥類の如き冬作物の枯死する虞もなく、年中概ね空氣が乾燥してゐるから、收穫物の品質も亦良好である。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、従來用水不十分の爲屢々旱害を被ることがある。然し灌漑の設備年々發達して來たので、漸次其の度を減じつゝある狀況である。産米増殖に付ては初め大正九年度から約十五箇年に亙り土地改良事業を施行することとなり次で大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することとなつたが、昭和九年五月内外兩地の米穀事情の變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止する方針を採つた。昭和十二年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の通である。

土地臺帳未登録見積面積

農 業	畝		田		火 田
	一毛作	二毛作	計	計	
	一、四一、七〇〇、〇〇〇町	四、六、一四三、〇〇〇町	一、七、七、八三三、〇〇〇町	二、七、三、三三三、七〇〇町	四、四、七、二六、七〇〇町
				三、五、三三、〇〇〇町	四、六、五、四三三、〇〇〇町
					四、四、七、一三六、〇〇〇町
					一、五、一

自作	田	五、四、七、六、一、四町	一、三、三、七、四、六、三、七、七町	一、一、八、八、〇、七、三町	一、三、九、五、八、七、〇町	一〇、八、〇、〇町	三、二、九、五、〇町	二、一、七、七、七町	一、四、六、六、〇町
	畝								
小作	田								
	畝								

土地臺帳未登録見積面積

國有未墾地

「國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在つて、其の面積は未だ正確な調査を爲したものが無いけれども、概算九十萬町歩に達する見込で、咸鏡南北及江原道地方には一箇所數百町歩に亙るものがある。國有未墾地利用法は此等の未墾地の利用を奨励する趣旨を以て制定したもので、處分の敏捷さ、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を受けることになつてゐる。貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の狀況其の他特別の事由に依り拂下の必要があるを認められた場合は外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられることもある。

國有未墾地の利用は夙くから有利なことを認められ、之を田・畝に開墾するものも多く、昭和十二年度末現在に於ける附與拂下は一萬五千二十七件、面積三萬百六十九町歩であつて、現在貸付許可中のものは二千八十七件、面積一萬六千三百四十八町歩に達してゐる。

公有水面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることになつた。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたものゝ内比較的大面積のものゝ多くは公有水面で、一箇所數百町歩に達するものも少なくない。之が利用に當つては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要するけれども、之を内地のそれに比較すれば遙に僅少の額で足りるのみならず、利用の餘地甚だ多く、且地味は概ね肥沃であるから、收益も少くないのである。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内土地改良基本調査計畫に依る開闢見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開闢し得る面積は二萬八千三百三十七町歩である。

公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を採り、免許權者の權利義務を明確にしたものである。

公有水面は周到な用意の下に利用を圖るならば、營利事業として充分の價值を有するものなるに共に、國土の擴張・過剩勞力の調節等國益の増進に寄與する處が少くないので、從來有力な企業家に於て之を利用しやうとする者が多い。

昭和十二年度末現在に於ける竣功認可は三千四十件、面積三萬九千二百二十八町歩であつて、現在埋立免許中のものは一千九百四十件、面積二萬七千四百六十四町歩である。

農業者

農業者の状況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴収するのを普通とする。小作料徴収の方法は概ね(一)秋收期に檢見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種がある。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十一年度農業者は左の通である。

農業者		戸數	
自作	自作兼小作	小作	純火田民
五四九、五八五戸	七、七、九三戸	一、一、一、四八戸	七二、九一九戸
内地	朝鮮人	滿洲國人及中華民國人	其ノ他ノ外國人
七、六七戸	三、〇四九、〇一九戸	二、〇九六戸	計
備考	本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。		
			三、〇九六、七五五戸

農産

イ、米 農業生産額中首位を占むるものである。然るに總督府始政當時畜の荒蕪甚しく、反當りの收量少く、又品質劣等であつた爲、改良増殖を圖つた結果、今日では收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和十二年に於て二千六百七十九萬石、輸移出高七百四十三萬石、其の價額は二億三千二百四十七萬圓に達するに至つた。

ロ、大豆 品質收量共に佳良で、各道到る處に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比較するに蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれてゐる。昭和十二年中の輸移出額は百十五萬石、其の價額二千三百三十五萬圓で、米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥 大麥・小麥及裸麥を主とし、裸麥は中鮮以南の氣候溫暖なる地方に栽培せられてゐる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内消費額は益々増加する状況である。

ニ、粟 西北部の主要畑作物であるが、該地方の常食品として重要視され、其の栽培は古より盛に行はれてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。昭和十二年中には七十九萬石、價額一千四百九十五萬圓の輸移入があつた。

主要農作物作付段別及收穫高 (昭和十二年末)

農業

作付反別

水稲 陸稲 計
一、六〇四、八九五町 三、三九三町 一、六元、二六八町

收穫高

水稲 陸稲 計
三六、四三三、九四石 三四三、〇一六石 三六、七九六、九五〇石

一段歩收穫高

水稲 陸稲
一、六八石 一、〇〇〇石

作付反別

大麥 小麥 裸麥
八五六、八九三町 三四一、〇五三町 二二九、四一六町

收穫高

大麥 小麥 裸麥
九、七九五、三三〇石 二、〇三〇、八八七石 二、七七一、八七石

一段歩收穫高

大麥 小麥 裸麥
一、一四三石 〇、五九五石 一、一五石

作付反別

大豆 小豆 粟
六五、四一六町 三三、〇三九町 七九、三三三町

收穫高

大豆 小豆 粟
八八九、六五二石 五、八四〇、〇八八石 〇、五三三石

一段歩收穫高

大豆 小豆 粟
〇、五九三石 〇、七四九石

ホ、甘藷 朝鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。

ヘ、馬鈴薯 北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充しつゝあり。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するを以て、大邱・三浪津・金海・黄州・鎮南浦・平壤・咸興・

徳源・安邊・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。

其の重なるものを苹果・梨・葡萄・桃・柿とす。

チ、蔬菜 従来白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ成歡甜瓜、開城・京城白菜

の如きは其の尤なるものである。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加した。

リ、棉花 棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶

尙南北道及黄海道は其の主産地にして、忠清南道・全羅北道・平安南道及忠清北道之に亞ぐ。在來棉

は纖維太くして短く弾力に富み、特殊の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て

明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國

種陸地棉の栽培を奨励せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地

棉作付反別千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸なりしに、昭和十二年には作付反別

十七萬五千五十九町歩、其の栽培戸數百一萬八千九百四十四戸の多きに達し、尙陸地棉に不適なる地

方即京畿道・江原道の一部及黄海・平安南北道には在來棉を奨励栽培せしめ、昭和十二年に於ては其

の作付總面積四萬八千百一十一町歩、栽培戸數二十五萬六千六十九戸に及んだ。

而して昭和十二年は極めて適順なる氣象に恵まれたる結果一部には旱鬼、病害蟲等の被害ありたるに

不拘全般を通じ極めて良好なる経過を辿り茲に奨励以來未曾有の豊作を現出するに至つた。

作付反別

陸地棉 在來棉 計
一七五、〇五九町 四八、一一四町 三三三、一七三町

收穫高

陸地棉 在來棉 計
一〇〇、四三〇、二九三石 三九、八六八、一七三石 一四〇、二九八、四六六石

輸移出高

一三六、〇三三石

備考 輸移出高は繰綿打綿の合計とす。

農業

蠶業

イ、桑苗 從來桑樹は山桑又は在來桑のみで、蠶兒の飼料としては不適なもの多く、加之繁殖法も採木接木の方法に依ることなく、種質より得たる實生苗に過ぎなかつたので、本府は始政以來各農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力するに共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵した。斯くして現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良風返等の優良品種に在來桑たる耐寒性強き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の主たる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等であつたが、現今は全鮮各道に生産され、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施した結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感じざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの状況となつた。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額は左の通りである。

昭和十年	生産額			計
	栽植用	砧木用	接木苗	
八七人	七,〇〇七千本	六三,〇三六千本	五,〇九九千本	三二八千本
桑苗生産業者數	實生	苗	其他	計

昭和十一年 八二九 六、一五七 四三、五九二 三三、二六一 八〇 七三、〇六〇
 昭和十二年 七四 六、一五七 四三、五九二 三三、二六一 八〇 七三、〇六〇

ロ、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類如きも雜駁劣等なる三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場(現農事試験場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二三年頃より蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を懲慫し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法令を發布し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても蠶内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種の製造を爲し、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。

今其の獎勵品種を擧ぐれば次の如し。

- 一、日七號ミ支一〇六號ミの交雜
- 二、歐一八號ミ支一〇六號ミの交雜
- 三、朝五蠶一號ミ歐一八號ミの交雜
- 四、支一六號ミ朝四蠶一號ミの交雜
- 五、支一七號ミ歐一九號ミの交雜
- 六、支一七號ミ支一〇六號ミの交雜

- 七、日一〇號支一〇六號の交雜
- 八、日八號支一七號の交雜
- 九、朝四蠶一〇一號支朝四蠶一〇二號の交雜
- 十、日一一號支一〇七號の交雜
- 十一、日九號支一七號の交雜
- 十二、日九號支一〇七號の交雜
- 十三、日九號支一〇八號の交雜

昭和十二年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じ二百二十七名であつて、其の蠶種製造高百二十八萬四千八百三枚を示し、鮮内の需要枚数以上の製造能力を有するに至つた。

ハ、養蠶は全鮮到る處に經營せられ、蠶繭は特殊農産物中農家の現金收入上重要部門に屬し、就中慶北・江原・全南の諸道最も多く、其の他各道も亦日進の狀勢に在り。從來は劣等なる在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め奨励の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良産繭を見るに至り、之が取引は共同販賣に依り鮮内製絲工場の原料として隨意契約に依り購繭地區を定め取引をなしてゐる。

更に本府は大正十四年より向ふ十五年を期し、産繭を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、尙來年々國庫より補助金を交付したりしが昭和十二年度を以て本補助を中止し別に桑田肥培施設費補助として昭和十二年度より向五箇年間毎年四六、二九〇圓を補助することにせり。昭和十二年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種掃立枚數	蠶種製造枚數	産繭額			製絲戸數	生産額
				春蠶	夏秋蠶	計		
七、 ^甲 突	八五、三六	一、〇〇、七九	一、四七、八七	一四、五九、六六	七、七六、二九	三三、三六、九五	一、六九、九四	

ニ、生絲 生絲は從來幼稚なる在來の製絲法に依り繰繰せられて居たりしが、轉近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者が續出する様になつた。而して此等の主要産地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十二年に於ては器械製絲釜數九千五百十九釜、此等に依る生絲製造額百二十五萬一千四百六十六噸、其の價額計一千五百六十三萬九百四十五圓となり、之に其の他の製絲法に依る釜數三十二萬二千八百九十七釜、其の生絲製造額六十五萬八千四百七十八噸、價額五百八萬一千二百八圓を加ふれば、生絲總生産額に於て百九十萬九千九百四十四噸、總價額實に二千七十一萬二千五百五十三圓を示し、逐年激増の盛況を呈してゐる。而して昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定公布し、之が統制及指導監督を強化し益々斯業の伸展を圖ることとなつた。

畜産

イ、牛 朝鮮牛は性質温順體強健で、農耕・運搬に適し、營農上最重要なるのみならず、肉質良好なれば肉用として亦廣く歓迎せられ、其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適なる素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せられる數量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占め、施政以來種牝牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すと共に、近時農村振興運動の進展に伴ひ、益々之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の預託其の他畜牛共濟事業等を獎勵せしに、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百七十一萬三千頭を算するに至つた而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牝百十五圓、牝九十五圓内外である。乳用牛はホルスタイン種を主とし、年内に搾乳せる頭數は約千五百頭で、其の搾乳高一萬七千五百石である。

ロ、馬 在來馬は一般に體格矮小で力量持久力に乏しいものが多いので蒙古牝馬に能力優秀なる内地産牝馬を交配して實用的小格馬たる新朝鮮馬の増殖を行つてゐる。年々内地馬及洋馬が増加し在來馬が減少してゐる。現在約五萬一千頭の馬が飼養されてゐる。

昭和七年に朝鮮競馬令を公布し又咸北慶源には本府種馬牧場を設置し朝鮮馬政第一期計畫を樹て有能馬の増殖に努めつゝありし處、國防並産業上馬産の重要性が加つたので右計畫を更に擴充し、昭和十二年度より十五箇年間に改良馬四萬頭を目標として銳意努力することになつた。

ハ、驢 乘駄輓用に供せられるも其の數少く、一頭の價値は約三、四十圓、騾は五、六十圓内外である。

ニ、綿羊 大正八年より咸鏡北道其の他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行ひたるも、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に讓渡飼養せしめた。然れども羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要事項に屬するを以て、昭和九年度より新に綿羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、昭和十二年度平南順川郡殷山面に國立種羊場を設置し全鮮に及ぼすこととした。

ホ、豚 在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、早くよりパークシャー種及其の雜種の飼養を獎勵せしに漸次其の數を増加し昭和十二年末には總頭數百六十三萬頭の約六十六%に達した。

ヘ、家禽 鶏最多數を占め、鶯・鷲及七面鳥等は其の數甚だ少い。在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも産卵少き爲、施政以來る白色レグホーン種、名古屋種、横班プリマスロック種、單冠ロードアイランドレッド種等の飼養を獎勵せしに其の數漸次増加し昭和十二年末には總羽數七百二十二萬羽中改良種の歩合約五十四%に達した。

ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平

安南北道・咸鏡南道最盛にして、昭和十二年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約九十八萬圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込がある、近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者あるも、其の數未だ多からず。

昭和十二年末家畜及家禽現在數は次の通である。

牛		馬		山 羊	
牝	計	牝	計	牝	計
六三、四六一、〇八七、六三一、七三三、四九一、三四、六〇、三六、三〇四、二四、六九五、〇八三、三六、〇四八	飼養戸數	牝	計	牝	計
二、四六、一七、四二一、七四	飼養戸數	雄	計	雄	計
六、七、一、五、九、七、九、八	飼養戸數	雌	計	雌	計
二、四六、一七、四二一、七四	飼養戸數	雄	計	雄	計
六、七、一、五、九、七、九、八	飼養戸數	雌	計	雌	計
二、四六、一七、四二一、七四	飼養戸數	雄	計	雄	計
六、七、一、五、九、七、九、八	飼養戸數	雌	計	雌	計

穀 物 檢 査

一、米穀検査 米は物産の大宗にして、輸移出品の首班である。其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正したが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮(咸北を除く)に施行した。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝやうになつたが、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業

として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くばかりでなく、不良品の輸移出を徹底的に防止するこゝが出来ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞あるのに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令(令)及朝鮮穀物検査令施行規則(令)を發布し、昭和七年十一月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期するこゝとしたのである。而して粉の検査に付いては昭和九年十月粉検査規則を公布し、差當り希望検査を實施して來たのであるが、其の結果に依れば農家の經濟向上且取引改善上極めて良好の効果を齎したる實績に鑑み、前記穀物検査令施行規則を改正し昭和十年十月一日より粉に付いても一般検査を行ふこゝとした。今検査の要點を擧ぐれば、

- (イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたるこゝ
- (ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受けるこゝ
- (ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し粉は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とせらるこゝ (ニ) 玄米は一呎四斗(口耕五合)乃至八合) 白米の呎入は一呎六十キログラム(口耕四百) 布袋入は十五キログラム(口耕百) 及三十キログラム(口耕二百) 粉は一呎九十斤(口耕一斤)とせらるこゝ (ホ) 検査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異狀を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なきこゝ又は磨滅・汚損等に因り之を識別し

難いやうになつたもの、封箋紙・證票又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受けなければ其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこと(へ)検査を爲したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺すること(ト)朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて、其の改良は最も緊要であるから、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正したが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一畝の容量を四斗(口枘五合)乃至八合)とした。尙其の後大豆取引の實情に即する爲昭和十三年五月前記穀物検査令施行規則を改正し重量制を採用することとし一畝の重量を九十斤(口枘二五斤)とした。

三、小麥検査 小麥検査は主要生産地である黄海道(大正七年)及平安南道(大正十年)に於て道令を以て米穀検査と略同様の條件に付検査を行つてゐたが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を一以下三等の三階級に分ち、一畝の重量を九十斤(口枘一五斤)とした。尙其の後京畿・忠南・忠北・全北(一部)・慶北・慶南・江原・咸南の各道にも同様検査を施行した。

四、小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は咸鏡南道(大正十一年)黄海道(大正十三年)咸鏡北道(昭和三年)菜豆は咸鏡北道(大正九年)咸鏡南道(大正十一年)豌豆は咸鏡北道(大正九年)に於て夫々道令を以て検査規則を發布

し、検査を施行してゐたが、昭和七年十月一日より國營検査を實施し、検査等級を一以下三等の三階級に分ち、一畝一斗四斗(口枘五合)乃至八合)麻袋入一袋百五十斤(口枘二五斤)とした。尙其の後小豆検査を平安南道にも施行した。

穀物検査成績

玄米検査成績表(畝)

検査總數	一等	二等	三等	四等	五等	計	合格	不合格	内譯
10,010,110	1,111	1,234	1,345	1,456	1,567	8,713	8,713	1,297	上
									下
									計

粳検査成績表(畝)

検査總數 (九〇斤入換算)	一等	二等	三等	計	合格歩合	等	外
24,674,426	4,812,621	4,844,912	13,643,661	23,301,194	76.7	五、四二、七〇六	

白米検査成績表(畝)

検査總數 (六〇斤入換算)	一等	二等	計	合格歩合	不合格
10,857,075	1,194,551	1,101,695	2,296,246	86.6	1,560,829

大豆検査成績表 (噸)

検査總數	合格	内	譯	計	合格歩合	不合格
	特等	一等	二等	三等	四等	
自昭和十二年十月	二、四七、〇八八	一〇七、一七五	二六五、六六八	一九〇、六七七	一、〇五、五三〇	五八四、六九二、三〇一、六四九
至昭和十二年七月						九二・一二五、四三九

小麦検査成績表 (噸)

検査總數	合格	内	譯	計	合格歩合	不合格
	一等	二等	三等		上	下
自昭和十二年八月	一、一五、三三二	三三、七三六	一九六、六三七	六七三、一四九	八九、五三三	七六・五 三〇九、五五六 六三、三五四 二七・八一〇
至昭和十二年七月						

小豆検査成績表 (箇)

検査總數	合格	内	譯	計	合格歩合	不合格
	一等	二等	三等			
自昭和十二年十月	一七、八六九	一九六	一、四八八	一、九七三	五、三九六	三〇・二 一三、四七〇
至昭和十二年九月						

菜豆検査成績表 (箇)

検査總數	合格	内	譯	計	合格歩合	不合格
	一等	二等	三等			
自昭和十二年十月	四、八元	三	九八	二、三四〇	三、〇〇〇	六八・一 一、五元
至昭和十二年九月						

豌豆検査成績表 (箇)

検査總數	合格	内	譯	計	合格歩合	不合格
	一等	二等	三等			
自昭和十二年八月	一五、二三四	四、六四六	三、九四九	六、五七四	一五、二九六	九八・六 三、五
至昭和十二年七月						

肥料

施政以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法にして地力の消耗甚しかりしを以て施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し専ら自給肥料の増産に努め來りたりしが、爾來各種農産増産の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易なる販賣肥料の施用を、更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至りたり。

右方針に基き昭和元年肥料改良増施獎勵計畫を樹立し、且つ農事改良低利資金(肥料購入資金を含む)の融通を開始し、次で昭和三年朝鮮肥料取締令を實施せられたる結果鮮内に於ける肥料の消費額は逐年増加を來し最近一年度自給肥料二億一千八百萬圓、販賣肥料七千四百萬圓、總額二億九千二百萬圓に達するに至りたり。

右は主として農家各自の努力に依る自給肥料の増産に因るものにして、農業の進展に農家の努力を證するものなり。雖一面販賣肥料の増加も亦頗る急激なるものあるに不拘農家の之が施用法並購入法は

頗る不合理にして、單に多額の肥料の使用に依り直線的に增收するが如く誤信し肥料を濫用するもの續出するの現況に鑑み、昭和十年度に於ては朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは第二次自給肥料増産に關する施設を講ずるに共に、新に土性調査計畫を樹立し十箇年計畫に依り鮮内主要耕地に付土性調査を施行し各風土作物に適應する合理的經濟的施肥處方案を作製し、之に依り農家をして施肥上誤るゝころなからしむことを期したり。

尙更に肥料の需給の圓滑並に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料統制令を公布し、次て支那事變に關聯し昭和十三年一月朝鮮臨時肥料配給統制令を施行せり。

(一) 自給肥料の増産獎勵

昭和元年度以降十箇年計畫を以て肥料改良増施獎勵計畫を樹立し主として、堆肥・綠肥の増製・増産を圖り來りたるが其の實施成績は幸にして官民一致不斷の努力に依り略所期の成績を擧げ得たり。雖も昭和十年現在の自給肥料生産額は耕地反當二百十五貫に過ぎずして地力を維持するに必要なる數量にさへ達せざる状態なりしを以て更に昭和十一年度以降十箇年を一期とする第二次自給肥料増産計畫を樹立し國庫より年額約十七萬圓の國庫補助をなし昭和二十年度を期し半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめむことを期したり。

昭和十二年自給肥料消費額表

種別堆肥	綠肥		肥		糞尿類	灰類	雜肥	肥總計	耕地反當消費高
	栽培綠肥	天然綠肥	計	計					
數量	二七、五七三、四〇五 <small>担</small>	一、八七五、五元 <small>担</small>	一、五〇七、三三七 <small>担</small>	三、三四、七六七 <small>担</small>	一、〇八五、六五二 <small>担</small>	一、四四八、五九三 <small>担</small>	一、四四五 <small>担</small>	元、四三三、六五〇 <small>担</small>	八九三 <small>担</small>
金額	一四七、三六 <small>千円</small>	二一、二六 <small>千円</small>	五、九四五 <small>千円</small>	一八、〇八三 <small>千円</small>	三四、五八 <small>千円</small>	一八、一三四 <small>千円</small>	五 <small>千円</small>	二七、八六六 <small>千円</small>	四、九三 <small>千円</small>

(二) 販賣肥料の獎勵

販賣肥料の獎勵に關しては昭和元年度以降農事改良低利資金の融通の途を開き、購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料の獲得に留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行し品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨したる結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昨十二年に於ては其の消費額七千萬圓を越へるの状況にして農産物の增收、農業經營の合理化に多大の効果を齎しつゝあり。

年次	消費額	耕地反當量
大正四年	三三 <small>萬円</small>	〇・〇一
大正十四年	九一七	〇・二一
昭和十年	五、五〇〇	一・二五
昭和十二年	七、四〇〇	一・六八

(三) 土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示し居るも一般農家の之が施肥法を觀るに頗る不合理にして何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少なからざる狀況なるを以て之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十個年を期し土性調査を施行し各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るゝところなからしめむゝを期したり。

計畫の概要次の如し。

一、施行期間 昭和十一年度以降十個年

一、調査面積 既耕地四百四十萬町歩の中水利安全番七十七萬町歩、田八十三萬町歩、計百六十萬町歩をこす。

一、施行機關 本府・本府農事試驗場・道農事試驗場

一、所要經費 年額約十二萬圓、十箇年約百二十萬圓をこす

勸農機關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設けたり。

一、農事試驗場

(一) 本場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。

(二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。

(三) 西鮮支場 黄海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。

(四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。

(五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。

(六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。

(七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。

(八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。

(九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和十二年迄の卒業生總數七百八十餘名に及んだ。

口、種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せしもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るゝ同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。

ハ、種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面及平安南道順川郡殷山面に在り、前者は昭和九年後者は昭和十二年新設せられたもので兩場共主として、緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。

ニ、道農事試驗場 從來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽

及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひ、昭和七年十月より道農事試驗場を改稱せり、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支場を設く)・春川・咸興・鏡城(穆城に支場を設く)に設けられてゐる。

ホ、道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すに共に、蠶業に關する試験調査を行つてゐる。

ヘ、道蠶採取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

ト、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織する任意團體であつて、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝあり。

チ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊從業者を以て組織せられ、本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農業團體

イ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體にして、朝鮮重要物産同業組合令に依りて設立するもの及び然

らざるものとの二種あり、其の著名なものを擧ぐれば左の如くである。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- 鎮南浦果物同業組合
- 三浪津果物同業組合
- 慶尙北道果物同業組合
- 黃州郡果物同業組合
- 羅南鎭城果物同業組合
- 金海郡果物同業組合
- 元山果物同業組合
- 安邊郡果物同業組合

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

- 咸興果樹組合
- 定州果樹組合

ロ、朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體であつて、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮に互り會員四千六百五十名の蠶絲業者を以て組織し、事務所を京城府太平通二丁目三十九番地に各道に支會を置き、昭和八年會館を建築し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。其の主なる事業は次の通である。

一 蠶絲業に關する必要なる調査

- 二 蠶絲業に関する意見の發表及其筋に對する建議・請願
- 三 蠶絲業に関する講演會・講習會・品評會の開催
- 四 蠶絲業に関する功勞者表彰
- 五 會報月刊雜誌並に蠶絲業關係の印刷物の發行
- 六 以上の外蠶絲業改良發達に必要な事項
- ハ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を京城府太平通二丁目三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。
 - 一 加入組合事務の統一整理
 - 二 蠶種の改良
 - 三 蠶種製造額の協定
 - 四 蠶種販賣價格の協定
 - 五 蠶種の輪移入防遏
 - 六 蠶業に関する調査研究及品評會並講習、講話會の開催
 - 七 仲裁判斷及調停
 - 八 加入組合に緊要なる業務實施の勸奨
 - 九 功勞者の表彰
 - ロ 前記の外本會の目的を達するに必要と認めたる事項

以上の通であつて、各道組合中左の四道は重要物産同業組合令に依り設立せられたもので、其の他

の各道組合も同令に基き設立準備中である。

- 京畿道蠶種製造業同業組合
- 忠清北道蠶種製造業同業組合
- 平安南道蠶種製造業同業組合
- 平安北道蠶種製造業同業組合

ニ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し共同の利益を増進するに共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的とし大正十五年十二月三日創立し事務所を京城府太平通二丁目三十九番地蠶絲會館内に置き左の事業を行つてゐる。

- 一 營業上の弊害矯正
- 二 製絲業に関する研究調査
- 三 製絲に必要な材料の共同購入並に原料の媒介又は販賣
- 四 生絲並に副産物の共同販賣又は販賣の斡旋
- 五 製絲に従事する者の福利増進並に功勞者の表彰
- 六 蠶絲業に関する講習、講話會の開催
- 七 蠶絲業に関する建議及陳情又は諮問に對する答申
- 八 會員間の紛議仲裁
- 九 其の他本會の目的を達するに必要な事業

ホ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して新

業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を京城府太平通二丁目三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。

- 一 加入組合の業務を統一整備し、共同の利益を享受すべき施設
- 二 桑苗の改良
- 三 桑苗生産額の協定
- 四 桑苗販賣價格の協定
- 五 桑苗の輸移出入の統制
- 六 桑に關する調査研究及品評會・講習講話會の開催
- 七 業者間の仲裁判斷及調停
- 八 蠶業に關する建議請願又は諮問に對する答申
- 九 功勞者の表彰
- 一〇 前各項の外本會の目的達成の爲必要と認めたる事項

水利組合及關係團體

一、水利組合 朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

イ 目的 水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とする。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内

の農事改良に關する施設をも爲すことが出来る。

ロ 區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域とする。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合は、畚及畚に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的とする組合は、畚田墾の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員とするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、並に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者と看做されるのである。

ハ 設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者に爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合を區域となるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上に於て、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることとなつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をしようとするときにも、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならないのである。

ニ 機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・

技士長又は委員を置くことを得るの定めである。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の変更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徴収・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ 経費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、経費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。即ち灌溉排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課するのである。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合区域内に居住し其の利益を受ける者に對し之を賦課することとなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴收し又其の他營造物の使用に對して使用料を徴收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

ヘ 監督 水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督することとなつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が監督するものである。又組合の區域二以上の道に互るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町

歩を超えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十二年三月三十一日現在に於ける組合數は百九十箇所、蒙利面積總計は二十一萬六千四百町歩、

工事費合計一億一千餘萬圓である。

ニ、水利組合聯合會 二以上の水利組合共同事業を爲すの必要あるときは其の協議に依り朝鮮總督の認可を受け水利組合聯合會を設けることを得る。聯合會は法人で事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずることとなつて居る。而して現在に於ける聯合會としては財政整理を主たる共同目的とし陽東水利組合外三十四組合を以て組織する更正水利組合聯合會を存する。

三、朝鮮土地改良協會 朝鮮土地改良事業の發達を圖り會員相互の共同の利益を増進する目的を以て全鮮百八十九の水利組合を會員とし昭和十三年五月成立したものであつて事務所を京城府に置き全鮮十三道に各支部を設け左の事業を行つて居る。

- イ 灌溉排水及防水の施設の運営に關する助成
- ロ 農事改良の奨励に關する助成
- ハ 水利組合事務の改善に關する助成
- ニ 耕地整理事務及圖面作成の受託
- ホ 水利組合職員の養成、教養及斡旋並に福祉増進に關する施設
- ヘ 肥料・農具・種苗等農耕上必要なる物品及重油其の他水利組合需用品共同購入の斡旋

- ト 器具、機械及工事材料等の貸付並に借入、購入の旋幹
- チ 工事請負人の旋幹
- リ 講演會の開催
- ヌ 會報其の他刊行物の發行
- ル 土地改良事業に關する研究及調査
- オ 土地改良事業の紹介並に宣傳
- ワ 土地改良事業關係者の表彰
- カ 前各號の外本會の目的を達するに必要なる事項

米穀倉庫

朝鮮米穀倉庫計畫

近時朝鮮米の移出高は生産の増加と品質の改良と共に著しく増加しつつあるも、朝鮮農家の經濟は極めて貧弱なるに金融・貯藏設備等亦不備なる爲、移出の時期も甚しく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるゝの實情にして、之が爲内地市場及農村に悪影響を及ぼすこと大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦少からざるを以て、之が移出を適當に調節するは極めて緊要の事項である。依て昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業倉庫)を

成るべく多數に普及し、主として農民の出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業倉庫)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとした。

一、農業倉庫、農會、産業組合等を其の經營主體とし、昭和十三年八月末現在設置狀況左の如し。

道名	農業倉庫一覽	設置箇所數	坪數	收容量
京畿道	清北道	七	六、四〇二	三〇六、九二九
忠清北道	清南道	五	一、〇二〇	三八、一七七
忠清南道	全北道	七	二、四一〇	七七、二四七
全羅北道	全南道	七	二、九一六	一二八、三七九
全羅南道	尙北道	一〇	二、八三二	一一五、七三五
慶尙北道	尙南道	一〇	五、一六九	一九九、九二九
慶尙南道	黃海道	八	二、〇一〇	八二、二四八
黃海道	平安南道	三	九二〇	三二、八九一
平安南道	平安北道	四	一、五三九	六〇、〇〇一
平安北道	江原道	七	三、四一五	一五九、三九三
江原道		二	八〇〇	三八、六八五
農業			一八三	

農業

咸鏡南道	二	八八七	二八、八四一
咸鏡北道	一	一	一
合計	六八	三〇、三二〇	一、二六八、四五五

備考 収容力は坪當四十石として計算せり。

二、商業倉庫 米穀倉庫計畫に依り設置せる朝鮮米穀倉庫株式會社倉庫左の如し。

(昭和十三年八月末現在)

設置場所	所有倉庫	經常借庫	合計	収容力
釜山	一、九三三 ^坪	一、一五 ^坪	一三、〇九 ^坪	四五〇、五二 ^石
馬山	一、八三〇	—	一、八三〇	七三、三八〇
麗水	二、三三六	—	二、三三六	九三、四四〇
木浦	八、〇六九	七四九	八、八一八	二九八、八二二
群山	一〇、六二二	一、五七四	一二、一九五	四二二、六二四
江景	三、五九三	—	三、五九三	一三七、六八五
仁川	一三、〇五四	一、二二	一三、二六六	四六八、五二五
海州	一、一六	—	一、一六	五六、六三三
鎮南	八、九二二	三三	九、三三三	三〇八、〇二五
元山	一、二二三	三六	一、五五九	四四、五九〇
浦項	五八二	—	五八二	一八、九六〇
合計	六三、二九〇	五、四三三	六七、五三三	二、三四一、〇九

一〇 林業

昭和十二年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十一萬町歩を算し、全土の七割三分強を占めてゐる。然るに古來林政不備で封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山を稱し、一般人民の自由採樵に委して顧みなかつたので、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、其の大部分は荒廢に歸し、僅に畿國畿附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎない。其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかつた。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理増殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を制限し又永年禁養林讓與の途を開き以て愛林の美風を助長するに努め或は造林貸付の制度を設け造林事業促進の策を講じた。其の他毎歲年中行事として記念植樹を行ひ又は造林補助の途を開き或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖つて來たので、年々共に林地・林相が革まり、最近の林相を示せば次のやうである。

林相別	面積	合計
立木地	二、五七 ^{千町}	一六、三三 ^{千町}
散生地	二、三〇 ^{千町}	—
無立木地	二、六五 ^{千町}	—
合計	—	一八五

(昭和十二年十二月末現在)

國有林野の保護

國有林野の保護に付ては、當初營林廠所管林野に在つては、其の支廠及派出所等をして之に當らしめたが、十分な成績を擧げ得ざる状態であつたので、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、之に森林主事を配置し、尙餘の林野に付ては、明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し、地方長官をして之が實行の責に任せしむるに共に、要存豫定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを甫め、爾後之を増設して六十五箇所とし、且此等保護區に對しては當初雇員たる山林監守及備人たる山林監守補を配置したが、大正八年山林監守は森林主事に、山林監守補は雇員たる森林監守に改め、更に大正十年森林監守の制を廢し、之に代ふるに全部を森林主事とし、以て其の機能を發揮せしむることをせる外、一部の地方に付ては大正十二年十二箇所の山林監視所を特設し、之に憲兵及憲兵補助員(但大正十一年以降は警察官駐在所に併置し其の駐在道巡査をして普通警察事務の傍山林監視の事務を掌理せしむ)を配置し、林野の保護に當らしめ來つたが、大正十五年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至つたので、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむるに共に山林監視所は之を廢止し、別に十五箇所の保護區を増設し、更に昭和二年二箇所を増設した。然るに同七年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至つたので、其の保護區も亦道に移屬せしむるに共に既設保護區の一部を廢合したが、更に同九年四月道所管林野の一部を割き、營林署一箇所を新設するに至り、一方同七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴充を見

更に昭和十二年四月道所管林野の一部を營林署所管に移管し、營林署二箇所(京城・城津)を新設せり。其の結果現在(昭和十二年十二月)の國有林野所管別保護機關配備狀況次の如し。

所管別	國有林野面積	保護區配備林野面積	森林保護區	同上		計
				森林主事	同補	
道	一〇六,〇〇〇 <small>(一〇六)</small>	一〇六,〇〇〇 <small>(一〇六)</small>	三五	四	八	四六
營林署	一〇六,〇〇〇 <small>(一〇六)</small>	一〇六,〇〇〇 <small>(一〇六)</small>	二二	二七	二四	四九
計	二一〇,〇〇〇 <small>(二一〇)</small>	二一〇,〇〇〇 <small>(二一〇)</small>	五七	三一	三二	八九

備考 一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す。

二、保護區及職員中括弧内は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものを内示す。

三、道所管林野中保護區の配備なき林野一〇六萬町に對しては郡島在勤の森林主事及警察官等をして可及的保護に當らしめつゝあり。

而して此等の保護職員に對しては大正十三年府令第三十三號に依る司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめてゐる。而して此等保護機關の活動に相俟て保護の實效を期する爲、森林令に於ては地元住民に對し國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむるに共に保護の報酬として林産物の一部を讓與し得るの制を設け、昭和十二年十二月末迄に七百八十二件、面積四百十九萬町歩に對し此の命令を發し現に實施中であるが、之が保護義務の履行に當つては受命地元

住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。尙此の外朝鮮の特殊事情に鑑み一般地元住民等に對し愛林思想の涵養普及を圖るを肝要と認めらるゝを以て此等に對しピラの配付ボスターの展示、紙芝居及活動寫眞の巡演等各種の施設を進めつゝあり。

民有林の概況及獎勵施設

民有林の概況 民有林野は公有九十八萬町歩、寺利有十九萬町歩、私有九百六十一萬町歩、計一千七十八萬町歩にして此の外不要存國有林野百六萬町歩中八十三萬町歩は森林令に依り漸次民有に移屬するを以て將來に於ける民有林野は一千百六十一萬町歩に達し林野全面積一千六百三十一萬町歩の約七割に相當する。昭和十二年末民有林野中立木地は七百四十四萬町歩に過ぎず、散生地百三十萬町歩及未立木地六十二萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域にして、内二十三萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布を見るに、針葉樹林（殆どアカマツ林なり）は立木地の約六割を占め、散生地の大部分を占め、林相概ね不良にして、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十六尺縮、公有林野は三十四尺縮、寺利有林野は六十三尺縮、私有林野は二十八尺縮にして總平均二十八尺縮に過ぎず、以て林況の概観を窺ふに足るのであるが之を總督府施政富時に比較すれば實に長足の進歩にして、當時中部以南各道の林野が荒廢の極に達して居たのに比するに今日は大體緑化の第一階段を了したと云つても過言ではない。

民有林の獎勵施設

1 民有林指導方針 民有林の指導獎勵に付ては昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定し、爾來専ら本方針に依り各般の施設計畫を進め來りたるも晩近各種産業の急激なる發達に伴ひ、各種用材充足の要切實となり一層林力の涵養を企圖せざるべからざるに至れるを以て、昭和十三年七月前方針の一部に適當なる改訂を加へ同時に施業の合理化並に林利の増進を圖る爲必要な事項を追加補正して民有林獎勵上の基準たらしめたが其の要綱は左の通である。

- イ 造林獎勵に關する事項 民有林の造林は先づ以て燃料の供給を豊にし且治水の効果を全からしむることを主眼とし林叢の構成、林相の改良に努むるに共に木材需給の趨勢に鑑み用材林の造成に意を用ひ、尙特種樹種の増殖を圖ること
- ロ 伐採指導に關する事項 林木の伐採は森林取扱に對する各種の弊害を矯正し實行容易且更新確實にして收穫を増加する方法に依り之を指導し以て森林の永續地盤の安定を圖ること
- ハ 森林保護撫育に關する事項 森林の保護は現に農用林産物の不足を以て供給の圓滑ならざる狀況に鑑み農用林野の施設擴充及林野共同保護の助長發達に努め、更に火田急斜地開墾其の他林野荒廢の原因を爲るべき各種の弊害を矯正し地元民の自覺を促し以て森林保護撫育の萬全を期し併せて燃料の節約及速成林の造成を圖ること
- ニ 森林利用に關する事項 木材利用の合理化を圖るに共に未利用林の開發を促し且木炭の増産其の

他林産副業の奨励に努め之が販路を開拓し以て林利の増進を圖る。

- 2 造林奨励 李朝時代林政不備であつた爲め各地森林の荒廢を來たし、僅に鴨綠・豆滿兩江流域及び奥地脊梁山脈地方に見るべき林相を残すに過ぎないので、統監府時代より既に造林及調査の端緒を啓いたが、總督府施政後積極的施設の方針を採り、明治四十四年森林令を發布し、各般の施設計畫漸く其の緒に著くに至つた。

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に造林を行ひ又各道費及面をして模範的に造林を實行せしむるに同時に國費又は道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ一方國費、道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外或は不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて讓與することとし殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し、記念植樹を實行する等銳意新業の指導奨励に努めて居る。

- 斯くの如く愛林思想を造林事業は年々共に向上進展し、漸次人工造林の増加を見るに至り、更に大正十四年以降國庫及道費より補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數二億本播種量百萬立を算するに至れり、尙昭和十三年七月時勢の推移に鑑み指導方針の改訂を行ひ一層林力の涵養と林利の増進を圖ることとせるを以て今後造林事業は大いに革新せらるゝ見込である、始政以來昭和十二年迄の累計造林本數五十億萬本、播種量五百萬立に達して居る。

- 3 記念植樹 愛林思想を涵養し植林の事業を奨励せんが爲明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日

を期し全鮮を擧げて植樹を實行せしめて相當の好結果を收めたので爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公署、學校構内、部落附近等を主とせしも、後には面有林其の他の林野に對しても廣く行はるゝに至り今や全鮮緑化運動の年中行事として益々盛況を呈して居り、植栽樹種はアカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・クリ・白楊類等がその主なるものにして第一回より第二十八回に至る植栽本數は實に五億三千餘萬本、本播種量一萬立の多きに達した。

- 4 造林補助事業 民有林野中未立木地及散生地五百四十萬町歩（將來民有なるべき國有林を含む）の内、採草地及放牧地八十萬町歩、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町歩、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町歩を差引いた百十六萬町歩に對しては相當の補助金を下付しなければ造林の促進を期することが出來ないので大正十四年度に造林補助事業を開始したが尙外に全鮮各地に散在する休閑荒蕪地約十六萬町歩に就ても治水上急速造林の必要を認め併せて百三十一萬町歩に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期することとし爾來引續き實行中である而して補助の率は苗木代の約半額で本事業開始以來昭和十二年度迄の國庫補助額は五百九十六萬圓、造林本數は十三億餘萬本、播種量は四百二十萬立に達して居る。

- 5 營林監督 林野荒廢の實情に鑑み營林監督は特に周密に行ふの必要があるので各種の助成策を講ず

るに共に國土の保安、危害の防止水源の涵養其の他公益上必要ありと認めらるる林野は之を保安林に編入し其の昭和十二年末現在面積三十六萬五千町歩で總林野面積に對し千分の二十強に當つて居る又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外更に地方長官は森林の使用收益に關する弊害を矯正し若は害蟲を驅除豫防する爲道令を發布し一定の行爲を制限することとし之が專掌機關として現在國費支辨の森林主事一百名、道費支辨の産業技手百二十五名、地方森林主事二百五十名、地方森林主事補一千百十二名、合計一千五百八十七名の職員を配置し専ら營林の監督を行ひ銳意森林の復舊増殖に努めて居る。尙西北鮮の火田地帯には昭和十二年國費を以て郡森林主事十八名、郡森林主事補八十八名を配置し専ら新墾の取締に當らしめ火田の擴大防止に努めつゝ居る。

6 農用林地の設營 燃料、肥料及家畜の飼料は農家の生活及營農上缺くことの出来ない物資であつて之が供給を豊にすることは農山村振興の上のみならず治山上極めて緊要である。而して農家一戸當此等農用林産物年消費量は約四千貫、此の價格七、八十圓に達して居る。然るに全鮮農家の内林野を所有する農家は民有林指導方針の徹底勵行に依つて之が取得上不自由はないが林野を所有しない約百萬戸に達する細農は前記農用林産物の取得困難であるばかりでなく自給肥料の増産、有畜農家の獎勵等にも大なる支障を來すこととなるので此等林野非所有農家に對し安易に農用林産物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之を設定に着手したが就中京畿道以南七

箇道及黃海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林産物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定、地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することとし此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十萬戸に達する細農に對し面、農會等に於て農用林地を設定し極めて廉價に農用林産物を供給せんことをするものである。尙一戸當所要林野面積は約二町歩と想定せらるるも林野の分布狀況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

7 民有林野利用區分調査 民有林野は廣袤一千餘萬町歩を占め其の地域廣汎なるも荒廢林多く國土の保安、林産物の需給等の爲一層之が保護培養に努むるを要するに共に防風其の他特殊の目的の爲森林として益々其の效用を發揮せしめざるべからず。然るに民有林野中には森林として存置の要なきもの相當面積を占むるを思料せらるるが現在兩者の區分明瞭ならざる爲林政上並に國土利用上數多の支障あり、依つて昭和十二年度以降十箇年計畫を以て全鮮の民有林野に付森林として存置を要する地域を否らざる地域との區分調査を行ひ前者に付ては更に要保安林編入地、要開墾禁止制限地及要營林方法指定地等を區分して林政上の資料とし後者は之を開放して農耕の用に供し得るの途を開き各種産業の綜合的發達に資せんとするものである。

8 未利用林の開發助成 民有林野中には既に利用期に達せるに拘らず運搬設備不十分なる爲徒に森林

蓄積の死蔵せるもの尠からず。然るに近時各種産業の異常なる發達殊に纖維工業の勃興並に金・石炭等地下資源の開發に伴ひ木材の需要増大し其の供給不足深刻を加へつゝあり。速に之が利用開發を圖るの必要あるを以て昭和十一年度以降國庫補助金を交付して林道の開設を助成しつゝあるが既に開設せるもの二十六線延長二百二十三軒にして今後開設を要するもの百四線延長千三百二軒あり。

9 林産物 林産物は全鮮を通じて最近一箇年一億圓以上にしてその殆ど全部が鮮内に於て消費さるるの外、年々多量の用材・竹材・竹製品等輸移入せられ輸移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎず、昭和十二年に於ける生産額は約一億三千八百萬圓その内譯は用材二千五百八十九萬圓薪材三千六十五萬圓、枝葉其の他の林産燃料四千七百三萬圓、竹材四十三萬圓、木炭三百六十九萬圓肥料原料及家畜飼料二千二百二十三萬圓、其の他の副産品七百八十萬圓である。

10 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めシクリ・クルミ・ウルシ・五倍子・松脂・アペマキ皮・カシワ皮・椎茸・カウゾ・キリ等極めて有望なるもの多く、又林産副業の基礎たるべき空閑地は全鮮到る處に散在せるにも不拘從來地方需要の充足を主たる對策せざるに過ぎず、生産販賣等に統制を缺きたる爲其の産額に於て見るべきもの少かりしを以て昭和九年林産副業獎勵計畫要綱を樹立し之が獎勵に努めつゝあるが昭和十二年の副産物生産額は七百七十九萬八千圓に過ぎず尙大に増産の餘地あり。

砂防事業

國費繼續砂防事業 荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものであるから、先づ試験的に小規模の事業を行ひ、漸次擴張するを得策と認め、大正七年度から忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、水源涵養造林事業として錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行させ、更に同八年度から年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、該地方費で洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て同様の事業を開始させ、同十年度迄に砂防工事八百九十六町歩、苗木植栽本數四百七十萬本並施行區域内の未立木地に對しては普通植栽二萬一千三百町歩、五千百八十五萬本の植栽を實行した。將來治水上復舊を要すに認むる地域即ち主要河川流域荒廢地四十七萬町步中約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り特に當面の急務を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千八百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手した。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の状態に陥つたが、斯くては治山事業の完成を期する事が出来ないから、從來の普通植栽及天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を圖ることとし、砂防事業は全

鮮十一萬七千八百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者より地方費協力の方法に依り實施することに計畫を改めたのである。

然るに産米増殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且着々施行中の治水事業の效果さへ減殺するに共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しいので、少くも砂防事業を鐵道水利土木等の事業と並進させることの必要を認め、既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期することとし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き、之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年間に復舊することに計畫改訂を爲し、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することとし、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年度迄に延長施行することに變更せられた。大正十一年度以降昭和十年度に至る十四箇年間に於ける砂防工事面積一萬三千六百九十五町歩、植栽本數五千八百四十四萬九千本である。(昭和十年度分には第二期計畫の分を含む)

窮民救済砂防事業 抑砂防事業の目的は治山・治水に在るのであるが使用する經費の大部分は勞銀であるから窮民救済上最も好適の事業である。當時財界不況の結果失業者續出し、此の儘放置すること遂には救済することが出来ない状態になるから、事業を起し勞銀を撒布する必要があるが、財政の關係上今直ちに國費を以て實施することは困難であるから、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黃海道を

除く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債をさせ、一萬一千二百五十町歩の砂防事業を施行し窮民救済の一助に爲さん。第五十九議會の協賛を経て着手したが、昭和六年度は年度中途より着手したのみ、諸準備の爲豫定の通進捗しなかつた爲、年限を一箇年延長し昭和九年度に於て完成したのである。而して之が施行箇所は救済事業である關係上必ずしも林野荒廢の程度のみには依らない事とした爲勢ひ各地に分散し昭和六、七兩年度は黃海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所、昭和八年度は同百五十二箇所、昭和九年度は五十九箇所に於て實施したのである。

右の如く本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の效果は勿論、昭和六、七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を撒布した爲、直接地元民の生活を安定させたばかりでなく、納稅成績及貯蓄心向上・勤勞精神作興・色服着用・溫突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的の效果頗る顯著なるものがあり、爲に昭和八年度を以て終了する筈の本事業に對し、繼續施行方の要望切なるものがあつたので次の如き計畫に基き、第二次計畫を立て實施することとした。今既往に於ける實行成績を掲ぐれば、昭和六年度以降昭和九年度迄四箇年間に、施行面積一萬七千二百六町歩、出役延人員一千百十萬七千三十三人、人夫賃金五百九萬四千五百五十三圓である。而して本事業資金としての起債に付ては五箇年据置十五箇年元利均等償還を爲すものであつて國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものである。

第二次窮民救済事業 (地方費)

第一次窮民救済砂防事業は昭和八年度を以て大體終了の運ミなつたが、農村の疲弊未だ癒えず、尙救済事業を要望する可き切なるものがあり、且昭和八年夏季各地に豪雨があり、洪水氾濫して水害甚しく一層疲弊の度を深めたるやう認められたるのに基き、之が救済の爲一年度限りミして第一次の事業ミ同様の方法に依り第二次窮民救済砂防事業を起し、第六十五議會の協賛を経て事業を實行したのであるが、其の道別割當を表示せば左の通りである。

第二次窮民救済砂防事業道別割當表

道名	事業費總額	施行豫定面積	勞銀撒布見込額	勞働者使用豫定人員
京畿	三、五〇〇,〇〇〇	六、四〇〇町	二、四四〇,〇〇〇	五、四四〇、三三三
忠北	一、六五〇,〇〇〇	三、〇〇〇	一、一五〇,〇〇〇	三、五〇〇、六六六
忠南	二、一〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇	一、四七〇,〇〇〇	三、六〇〇、六六六
全北	二、一〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇	一、四七〇,〇〇〇	三、六〇〇、六六六
全南	二、四〇〇,〇〇〇	四、〇〇〇	一、六〇〇,〇〇〇	三、七〇〇、三三三
慶北	六、〇〇〇,〇〇〇	一、二四〇	四、七六〇,〇〇〇	一、〇五七、七七七
慶南	四、六〇〇,〇〇〇	八、四〇〇	三、三三〇,〇〇〇	七、五五〇、五五五
黄南	六、〇〇〇,〇〇〇	一、一五〇	六、三三〇,〇〇〇	一、四〇〇,〇〇〇
平海	七、五〇〇,〇〇〇	一、四〇〇	五、三三〇,〇〇〇	一、一六〇、六六六
平南	五、〇〇〇,〇〇〇	九〇	三、五〇〇,〇〇〇	一、一六〇、六六六
平原	八、〇〇〇,〇〇〇	一、四五〇	五、六〇〇,〇〇〇	一、二四〇、四四四

道名	事業費總額	施行豫定面積	勞銀撒布見込額	勞働者使用豫定人員
咸北	一〇,〇〇〇	七	一五,〇〇〇	三、一一一
咸南	三〇,〇〇〇	一三〇	四九,〇〇〇	一、八八八
計	三、四〇〇,〇〇〇	四、九二七	一、八七〇,五五〇	四、二〇〇、八八三

時局應急施設砂防事業 經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最も憂慮すべき状態に在つて、之が救済は一日も忽諾に付し得ない状態であつた。砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分散施行することが出来るが、勞働者を集中させず、離農者を生ぜない程度に於て施行し得られるばかりでなく、經費の大部分は勞銀であつて且直營事業なる爲一切の中間搾取がないから、窮民を直接救済する上に最も適當の事業である理に依り、農村窮迫の状態に鑑み、昭和七年九月以降この救済を主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖るに共に生活並に營農の資金を收得せしむることをした。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓であつて、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の實狀に鑑み、工事並に植栽も事業費を以て支辨することにした。而して道地方費事業は窮民救済事業資金同一方法に依り起債を爲し、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものである。

昭和七年度は全鮮に互り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年と同額であつたが、幾分集中主義を採り、百五十八箇所に於て實施した。既往に於ける實行成績を示せば左の通りである。

施行箇所	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度 (國費)
林業	百九十九箇所	百五十八箇所	三十九箇所
			一九九

林業

二〇〇

同 面積 四千二百四十二町歩 浚間工事のみ八百町歩 五千四百四十四町歩 九百三十二町歩
 出役延人員 三百三萬二千四百九十九人 二百六十三萬六千五十三人 五十二萬二千八十九人
 人夫賃銀 百三十六萬二百二十圓 百二十九萬二千四百二十圓 二十四萬八千七百十五圓

第二期砂防事業計畫の概要 前述のやうに砂防事業第一期計畫は昭和十年度を以て終了の運びなつたが、尙砂防事業を必要とする荒廢林野は十九萬六千町歩（外に林間裸地五萬三千町歩）の面積に上り、之が爲年々洪水の被害を繰返し治水上一日も放置し得ない状況に在つて、之が根本的對策として砂防事業の急施に依り荒廢林野の復舊を圖る事は最も緊要なばかりでなく、多額の勞銀撤布を伴ふので大水害に依つて極度に疲弊した農村の救済上效果顯著である事は勿論、年々内地に渡航する勞働者に適當の生業を與ふる結果、其の渡航を緩和するものであるから國庫及道の財政状態を考慮し、昭和十年度以降十五箇年計畫を以て差當り急施を要する箇所中國費及道費を以て十二萬七千八百八十町歩の砂防事業を左の通施行することとした。

年 度	國費事業		道費事業		洛東江流域事業		計
	金 額	面積	金 額	面積	金 額	面積	
昭和十年度	600,000	町歩	1,040	町歩	3,167	町歩	10,107
至昭和十一年度	右の内勤規程 26,563	1,040	1,366,800	3,167	2,743,500	5,900	4,810,300
至昭和十八年度	毎年 800,000	1,455	1,366,800	3,167	2,743,500	5,900	4,810,300

昭和十九年度	800,000	1,455	1,366,800	3,167	2,743,500	5,900	10,161
自昭和二十一年度	毎年 800,000	1,455	1,366,800	3,167	2,743,500	5,900	4,601
至昭和二十三年度	800,000	1,455	1,366,800	3,167	2,743,500	5,900	4,601
昭和二十四年度	800,000	1,455	1,366,800	3,167	2,743,500	5,900	4,601
計	11,710,000	11,000	19,000,000	47,500	27,266,200	86,600	37,160

然る處昭和十一年夏またまた中鮮以南に大洪水があつて、其の被害の甚大だつたことは彼の大正十四年及昭和九年の大洪水を凌駕するものがあつた。右の様近時洪水被害が頻發するのに鑑み、根本的對策樹立の緊要であることが痛感されたので、昭和十一年十月總督府に治水調査委員會を開催し、右の對策に付て審議させた處、本事業に關しては既定計畫の繰上げ實施を、現計畫以外の地域に付ての事業計畫の急速樹立を圖るの外輕微な禿裸地及林間裸地に對しての復舊策實施、風水害に因る災害林地の急速復舊等大々的に砂防事業の進捗を圖るの要ある旨答申があつたので、右答申に基いて昭和十二年度以降左記に依り全面的に本事業を施行することに計畫を改訂し實行中である。

記

昭和十二年度以降砂防事業計畫

一、國費事業 (町當經費人件費を含み昭和十、十一年度五六〇圓、同十二年度以降五〇〇圓)
 第一期砂防事業は昭和十年度を以て終了したので、前記の通第二次計畫を立て實行中のところ、昭和

林業

二〇一

十一年本府に開催の治水委員會の答申もあり、昭和十二年度以降右の計畫を改め次表の通荒廢激甚であつて工事費多額に上り、且技術上特に重要な地域三萬九千五百二十五町歩に對し従前の通國費經營を以て實施しやうとするものである。

年度	金額	施行面積
自昭和十二年年度 毎年	一、一〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇町
自昭和十一年年度 毎年	一、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇
自昭和十年年度 毎年	一、六〇〇、〇〇〇	三、二〇〇
自昭和九年年度 毎年	一、五六一、五〇〇	三、一二五
自昭和八年年度 毎年	一九、七六一、五〇〇	三九、五二五
計		

昭和十二年度以降國費砂防事業各道年度別施行面積表 (單位町步) (一)

道名	自昭和十二年年度 至昭和十五年年度 毎年	昭和十六年度 至昭和十九年度 毎年	昭和二十年年度	昭和二十一年年度	昭和二十二年年度
全南	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇
忠北	一四〇	一四〇	一四〇	二一〇	二九〇
京畿	二八〇	二八〇	二八〇	四六〇	六三〇
計	五二〇	五二〇	五二〇	八〇〇	一、一〇〇

(其の二)

道名	自昭和二十三年年度 至昭和二十五年年度 毎年	昭和二十六年年度	計
全南	一	一	二
全北	二五〇	二五〇	五〇〇
忠南	五三〇	五三〇	一、〇六〇
忠北	二九〇	二九〇	五八〇
京畿	六三〇	六三七	一、三〇〇
計	一、七〇〇	一、七〇〇	三、四〇〇

業	河川名		道名		計
	清江	大川	禮成	漢城	
錦江					110
萬頃					100
東津					100
榮山					100
洛東					100
兄弟					100
安邊					100
其計					100
其他					100
計					1105

(其の二)

業	河川名		道名		計
	清江	大川	禮成	漢城	
慶南					10,755
慶北					7,055
黃海					5,645
平南					5,000
平北					5,000
江原					5,000
咸南					5,000
咸北					5,000
計					11,000

昭和二十一年度以降國費砂防事業河川別施行豫定面積 (二)

自昭和二十五年
至二十六年

昭和二十六年
度

河川名	黄	海	平	南	平	北	江	原	成	南	成	北	計
河川名													
挿橋川													五三
錦頃江													六、九六
萬頃江													一〇〇
東津江													一〇〇
榮山江													四三
洛東江													一、八八三
兄山江													二、四二七
安邊南大川													一、八八六
城川													一〇〇
其の他													三〇〇
計	四三〇	二七〇	三〇〇	一三〇	一、八〇〇	一、八〇〇	四三〇	九〇〇	八、二二一	三九、五五五			

二、一般道費事業 (町當經費人件費を含み昭和十、十一年度四〇〇圓、同十二年度以降三七〇圓)
 要砂防地二十二萬八千五百七十七町步中、國費經營を以て工事施行を必要と認められる地域が三萬九千五百餘町步ある。尙次に記する洛東江流域事業(五萬八千六百八十町步)、民營砂防事業(七萬九百七十町步)及東海岸鐵道保全砂防事業(四千九百七十六町步)を差引いた六萬六千六百六十六町步の地域は荒廢の程度稍低く、従つて經費も少く技術上から見ても國費事業地に比して簡易なので、道費を以

て砂防事業を施行しやうとするものであつて、之に要する資金は道に起債させ其の元利金の八割相當額を國庫から補助するものである。而して國庫負擔相當額に付ては一箇年据置、道負擔に屬する分に付ては五箇年据置し後兩者共十五箇年半年賦均等に依つて償還しやうとするものである。

年	金額	施行面積
自昭和十二年年度 毎年	一、六三一、七〇〇 <small>圓</small>	四、四一〇 <small>町步</small>
自昭和十一年年度	二、〇〇一、七〇〇	五、四一〇
自昭和十一年年度	一、九八九、一一〇	五、三七六
自昭和十二年年度 毎年	一、四八七、四〇〇	四、〇二〇
計	二、四八一、四二〇	六六、一六六

昭和十二年度以降道費砂防事業各道年度別施行面積表 (單位町步) (一)

道名	自昭和十二年年度	昭和十六年度	昭和十七年度	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年年度	昭和二十一年年度
道名	至同十五年年度 毎年	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年年度	二十一年年度
京畿	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇
忠北	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇
忠南	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
全北	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇
全南	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
林業							
計							

國庫負擔に屬する分に付いては一箇年据置、道負擔に屬する分に付いては五箇年据置の後十五箇年、半年賦均等に依つて償還しやうとするものである。尙總經費の二割相當額は地元邑面に於て負擔するものとするこの道別年度別表は次の通りである。

洛東江流域砂防事業計畫表 (十箇年)

道名	面積 町歩	經費欄			
		(一) 國庫負擔基本金額	(二) 道負擔基本金額	(三) 地元負擔額	(四) 計
慶尙北道	4,000	至昭和十一年度	1,116,000	1,116,000	2,232,000
		至昭和十一年度	372,000	372,000	744,000
慶尙南道	1,200	至昭和十一年度	530,100	530,100	1,060,200
		至昭和十一年度	176,700	176,700	353,400
計	5,900	至昭和十一年度	1,646,100	1,646,100	3,292,200
		至昭和十一年度	548,700	548,700	1,097,400

四、江原道東海岸鐵道保全砂防事業 (町當經費人件費を含み三七〇圓)

近く全通の豫定にある東海岸鐵道の沿線には約二萬二千町歩の荒廢林野があつて、中でも江原道内にある荒廢林野は豪雨毎に夥しい土砂を流出して甚しく河床を高め前例に徴しても、此の儘放置するときは線路及橋梁を屢々脅かすこととなるので、交通保全の爲之を速かに復舊させる必要を認めて、昭和十二年度以降十箇年に約五千町歩の禿裸地に對し左の通砂防事業を施行することとしたのである。本事業は洛東江流域事業と同様事業經費の六割相當額を起債償還の際國庫から補助し、道に地元邑面には各々二割を負擔させるものである。

年	金額	施行面積 町歩
自昭和十二年度	185,000	500
同二十一年度	176,120	476
計	361,120	976

五、民營砂防事業 (町當經費人件費を含み一四〇圓)

全鮮に互つての荒廢林野中には傾斜が緩かで荒廢の程度も低いものが約一萬七千六百町歩ある。尙アカマツ成林地であつて、其の他の地被物を缺如した所謂林間裸地が約五萬三千三百町歩あつて、何れも現状の儘永く放置するときは年々共に荒廢の度を増し、或は土砂を流出して治山治水の完璧を期し得ないので、國費及道費砂防事業を併行して復舊せしめることとしたが、之等林野は比較的荒廢の程度が輕微なので、國又は道から相當助成するときは一層容易なるので、左の通實施することにした。

本計畫は昭和十二年度以降十五箇年に互つて實施しやうとするもので、事業費の七割は國庫から補助し、二割は道、一割は林野所有者又は蒙利者に負擔させることとし、尙本事業は林野の狀況が一般砂防地とは其の趣が違ひ、又之等林野の利用狀況等を見ても他と異なるので、砂防事業令は適用しないこととした。(國及道の負擔は道費事業と同様起償に依る)

年 度	金 額	施 行 面 積
自昭和十二年度	511,000円	3,650町歩
自昭和十九年度	840,000	6,000
自昭和二十年年度	807,800	5,770
計	9,935,800	70,970

民營砂防事業施行豫定面積表 (單位町歩) (一)

道 名	年 度	自昭和十九年度	自昭和二十年年度	昭和二十二年年度	自昭和廿三年年度	昭和廿六年年度	計
道 畿	北	500	840	840	840	843	9,822
京 畿	北	150	260	260	260	260	3,000
忠 心	北	400	1,050	1,050	1,050	1,120	10,620
忠 心	南	400	450	450	450	470	6,320
全 國	北	330	1,100	1,100	1,100	1,250	13,950
全 國	南	600	1,020	1,020	1,100	1,140	13,530
慶 應	南	200	200	200	200	200	2,000
慶 應	北	200	200	200	200	200	2,000
平 原	南	100	180	180	180	200	2,080
平 原	北	50	40	40	40	40	540
江 原	南	100	180	180	180	200	2,080
江 原	北	100	180	180	180	200	2,080
咸 威	南	50	80	80	80	80	960
咸 威	北	50	80	80	80	80	960
計		3,650	6,000	6,000	6,000	5,770	70,970

民營砂防工事河川別施行豫定面積 (二)

昭和十一年八月中旬の豪雨と八月下旬南鮮地方に襲来した猛烈な颱風及之に伴つた豪雨に依つて、京畿・忠北・全北・慶北・慶南及江原の六道管内で約四千町歩の林野が崩壊し、激烈な土石流の爲下流地方は夥しい被害を蒙つた。是等崩壊林地を此の儘放置するときは、今後豪雨毎に周圍に擴大して再び大崩壊の原因となる虞があるので、特に急速復舊を要するに認められる一千八百十町歩に對し、復舊計畫を立てた。本計畫は三箇年に事業を完成するものであつて、國有林野に對しては國庫から全額を補助し、其の他の林野に對しては八割を補助し、道費は二割を負擔するものである。

災害林地復舊砂防事業道別年度別表

道名	自昭和十一年至十二年度		昭和十四年度		計
	總經費	施行面積 町歩	總經費	施行面積 町歩	
京畿道	70,000	30	30,000	30	100,000
忠清北道	110,000	(10)	60,000	60	170,000
全羅北道	110,000	30	10,000	10	220,000
慶尙北道	170,000	110	1,000,000	110	3,100,000
慶尙南道	170,000	150	1,500,000	150	3,700,000
江原道	1,560,000	195	3,310,000	390	8,270,000
計	5,410,000	580	5,920,000	690	16,740,000

備考 一、括弧内は國有林關係の分を示す。
二、一町歩當經費江原道八〇〇圓、其の他は一、〇〇〇圓とす。

造林貸付並に成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法では單に部分林又は貸付の制を設けたのに過ぎないが、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み、此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設けた。即ち本制度は一般に造林を奨励し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものであつて、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するの特典を附したものであるが、爾來之が出願者激増し、逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十二年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬六千五百五十二件、面積百四十三萬二千二百六十四町歩で、内既に造林事業成功に因り讓與したものは四萬六千四百三十件、面積八十五萬七千三百二十五町歩に達してゐる。尙治山事業を促進するに共に用材林を造成し、以て林利の開發を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年度以降十箇年間に國有林野約五十萬町歩を貸付する豫定であるが昭和十二年度中に貸付せるものは二萬五千七百三十二町歩である。

國有林野存廢區分調査並に實測及價格調査

要存豫定林野中農耕地にして民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雑地等にして管理

保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十二年度末迄に調査の結果、要存の解除したものは七十九萬六千八百三十二町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林其の他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積(造林貸付地及緣故林讓與出願地を除く)は五百二十三萬六千町歩であつて、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては同様昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保するに共に、適時有利に處分し、森林収入の増加を計るべく計畫を樹て着々實行中である、昭和十二年度迄に於ける實測面積百三十二萬六千八百八十町歩價格調査面積百四十七萬九千二百三十七町歩である。

國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有と認むべき標準に達せざる

が爲林野調査に際し國有と査定せられたるもの(二)舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたるが爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、並に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有として査定せられたるものなり。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の状態・占有の意思毫も民有と異なる所なきにも拘はず、單に僅少なる林相の相連或は林野調査と土地調査と各適用法令を異にしたる結果所有權を認めらるゝに至らざるものにして、之が爲人民の怨嗟を招き、施政上此の儘放任し難く、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處分せんか、緣故者の生活を脅威するの結果を來し、人民の反感を買ひ、民心を悪化せしむるの慮あり、又一方緣故者に在りては緣故林野の歸屬確定せざるため愛護の念薄く爲に林業振興上支障少なからざるものあるに鑑み、此の際各緣故者に讓與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し、翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右緣故林野は舉げて當該緣故者に無償讓與することとし、以て民心の安定と林野の改善促進を圖れり。即緣故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩なり。之が處分は昭和二年度以降八箇年を以て完了の豫定を樹て豫定の通昭和九年度を以て全部の處分を完了せり。

國有林經營

沿革 國有林野中、國の經營に豫定せる要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大學演習林として貸付)に達する見込で、内鴨綠・豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町歩の林野(主として現在新義州・渭原・江界・茂山の營林署所轄區域)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめて來た。然るに此等の事務事業は上叙の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便少からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し國有林の經營・保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設くるに共に、從來の山林課出張所・營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめたが、同七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營に共に民有林野の助長行政を執掌せしむることとした。而して昭和九年四月更に營林署一箇所及昭和十二年四月二箇所を増設し、道所轄林野の一部を之に移屬したので、現在營林署の管轄は約三百八十五萬町歩に達し、大

體元山林課出張所及營林廠の事務事業を繼承したもので、漸次施設の擴充を期してゐる。

次に森林經營の標準である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基いて應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業が勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・矧板・コルク板等潤葉樹の利用工業なきが頼に旺盛になつて、其の原料供給の重要資源を包蔵する國有林は頗る重大なる使命に直面し、轉近の進歩せる林業技術を用ひて集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度よりは毎年三八萬町歩宛を標準として精密な調査に依る施業案編成の實行に着手することとなつた。

營林の狀況 以下營林署に於ける事業の概況を叙述すべし。

イ、所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に誇り、其の所管面積は約三四四萬町歩であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、潤葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹では、テウセンマツ(松)、タウヒ(松)、モミ類(杉)及テウセンカラマツ(落葉)等であつて、潤葉樹では、テウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ及テウセンバ等である。

ロ、伐木運材及流筏 鴨綠江流域では、咸鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原の各郡、豆滿江では咸鏡北道茂山郡、大同江では平安南道寧遠郡、所在國有林から主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類の丸太柚角電柱材を江原道東海岸森林からアカマツを伐出

する外鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の潤葉樹をも伐出する。伐採は春より秋迄行ひ運材は十月迄は軌道に依り十一月以降は積雪を利用して専ら牛曳に依る。而して鐵道輸送に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するのである。

流筏は通例四月開始して五月より九月迄が最盛期で、十月に終了するのが常である。之に従事する筏夫は作業困難な上流では内地人筏夫を使用し、下流では朝鮮人筏夫を使用して居るが近時朝鮮人筏夫の技倆上達し其の従事員數も漸次増加しつつある。

ハ、漂流木整理 明治四十二年三月鴨綠江探木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、滿洲側に漂着のものは伐木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定した。又同七年二月豆滿江の漂流木整理に付いても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとした。爾來以上の方法に基き整理して來たが、同年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制公布と共に、此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふこととなつた。近時流筏作業の發達と諸設備の充實とに因つて、漂流木は著しくその數が減少して來た。

ニ、製材 鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材・鐵道枕木・箱材等を製作するの外、昭和十二年度より江原道に於ける潤葉樹材を京城及江陵營林署の

山地製材所に於て製材し、主として羽目板・床板等の加工品を製作してゐる。現在に於ける製材所の設備は工場數六(内新義州四)、動力八百三十馬力(内新義州七百七十馬力)を有し、その製材能力は一箇年原木二十六萬立米(内新義州二十五萬立米)、製材十七萬五千立米(内新義州十七萬立米)である。

ホ、販賣 國有林に於ける官行斫伐材は官營製材工場の資材に供するものを除き總て原木の儘賣拂ふものなるが之等の原木は主として賣拂地所在のバルブ工場及製材工場等の加工原料となり一部は電柱及枕木甲材として夫々需要地に配給せらる。

官營製材工場に於ける製品の内車需を初め專賣局煙草包裝箱或は鐵道枕木等の官公署用材に付ては之を直接供給し市場向製材に付ては特定商人をして之が賣捌に當らしめ一般需要に對し配給を行つて居る。

ヘ、立木拂下 立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限つて之を實行してゐる。最近五箇年間の拂下數量を掲記すれば左の通である。

立木拂下數量及價格

林業

二二六

年 度	材 積	價 格	年 度	材 積	價 格
昭和八年度	一、五五五、六六三 ^{立方米}	一、九七三、六五四 ^円	昭和十一年度	一、六三三、三三六 ^{立方米}	三、〇九六、〇二三 ^円
同 九年度	一、五五五、三六二	二、〇七六、〇三三	同 十二年度	一、六五五、七五五	四、八二二、九〇四
同 十年度	一、四三三、六四一	二、三三三、四四五			

ト、森林土木 森林土木は主として斫伐林地の開発・利用の集約増進及輸送力の確保を目的とする運材軌道の敷設、流筏水路の改修、林道の開鑿及交通通信施設である。此等の施設は斫伐量の増加と共に逐年擴充されつゝあるが林地の變遷に伴つて其の數量は常に一定しない。

チ、森林鐵道 林産物の利用増進を圖る爲昭和四年度より同八年度迄の間に於て經費百十四萬九千圓を以て平安北道厚昌郡東興面南社水流域に森林鐵道四八・三軒(軌間二呎六吋軌)を敷設した。右の外北鮮開拓事業の一部として昭和七年度から惠山線及白茂線に連繫する森林鐵道(二三三・四軒)及軌道(二六四・九軒)を敷設し、尙山地に簡易製材工場を設けて、白頭山を中心とする北鮮の豊庫を開發する計畫の下に目下實行中で其の一部は既に完成して利用されてゐる。

リ、造林 國有林の造林事業は明治四十四年以來着手し林地の實況に應じて人工植栽又は天然生育等に依り實行して來たのである。即ち人工植栽は未立木地の如き大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地に對して之を行ひ、伐採跡地の如きは成るべく天然生育に依ることとし成るべく母樹の殘存を圖り、且天然下種に依る成林を容易ならしむる爲整地を行ひ又稚幼樹の成育を促進する爲成

林撫育をなし以て更新の達成に努め其他附帶事業として播種地に對する補植、手入、防火線の設定、苗圃の經營を實行して來たのである。然れ共從來財政の關係上其の施設餘りに小規模にして、植伐の均衡上大いに考慮を要すべき状態にありたるを以て、昭和十年度に於て造林計畫を改訂し以て將來の林利の保續を圖ることとした。

然るに輓近各種産業の飛躍的躍進に伴ひ用材の需要頓に増加し、而も今後益々遞増の趨勢に在りて造林事業擴充の要愈々緊切なるを認め、更に未立木地及散生地の造林計畫を樹立し、昭和十三年度以降二十年計畫を以て積極的に造林を實施することとなつた。最近五箇年間の造林面積を掲記すれば左の通りである。

年 度	新 播 種	天然生育 補 播 植	天然下種	成林撫育	計
昭和八年度	八、三九九 ^{ha}	一 ^{ha}	一、五五六 ^{ha}	四、五五〇 ^{ha}	一四、九〇五 ^{ha}
同 九年度	九、四三七	—	八〇〇	一〇、八七一	二二、〇九七
同 十年度	四、九八〇	—	一、三三三	一、九一五	三、〇二八
同 十一年度	四、五四三	—	一、〇〇〇	一、九〇〇	三、〇〇三
同 十二年度	四、九七六	—	一、九五三	二、六七〇	四、四九九

北 鮮 開 拓 事 業

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豊山・三水・甲山

林業

二二七

及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四百里で内りも尙廣)は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包藏し、其の力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる。併し乍ら從來交通連搬の利便を缺き爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乘じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林の燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等天物暴殄の甚しきものがあつたので、速に之が利用開發と保護増殖を圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策するに共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て實施に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕適地等の開放處分(三)森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手したが、其の施設概況を述べれば左の如くである。

(一) 森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開放上急速伐採を必要とする等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標とし、白茂線及惠山線と連繫する森林鐵道(九線、二)を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道(二六四)を敷設し、又山地に簡易製材工場(二二)を設け、以て林產物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度より着手せるが、昭和十三年八月迄に森林鐵道五六軒、二一〇及同軌道八〇軒九三四の敷設を完成し、着々森林の開發利用を促進しつつあり。

(二) 火田民指導及農耕適地等の開放處分 本施設は既住の火田民四萬戸二十數萬人(開拓事業計畫に於ては昭和五年九月末現在に據り三萬餘戸、十八萬人と豫定せるも)に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉な自作農として定着せしめ繁榮ある山村を建設して拓地殖民の先驅たらしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地(但し現住地方に於て供與すべき適當の替地)を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付を爲し、爾後火田民が定着したときは之を讓與するの方針を以て目下鋭意之が調査に努めてゐる。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策の實行に付ては特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七、九、十一の三箇年度に互り山農指導區六十一箇所(指導手一)及同監督事務所六箇所(各所監督技手一名の外關係警署及郡職員の一部を兼勤せしむ)を配置し、既に夫々實情に即した實設計畫に依り農法の革新・副業の普及・燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むるの一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐるが、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導獎勵に對し眞に悅服するの傾向を生ずるに至り、成

續頗る良好である。

尙地域内林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町歩は殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其の他處分上必要なる事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始せるが、内一五、四八三町歩は既に開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を了し、又鮮滿拓殖株式會社に對し農耕適地等約八萬町歩を貸付の見込なり。

(三) 森林保護 前述の如く既住の火田民に對しては極力之を善導し定着を策すに雖、今後新規の冒耕は絶対禁遏するは勿論、其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要とするが、從來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩(一五方里強)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町歩(二六方里)の多きに及び其の配備頗る稀薄であるが爲之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を増設し、且森林主事十一名及森林主事補二百四十二名を増配し、既設機關を併せ其の不斷の活動を促すに共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては常に開拓の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺を森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、殆ど其の跡を絶ち、豫期以上の好成績を収めてゐる。

林業試験

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試験及調査を要する事項少からざるを以て、本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りたるも、尙林業全般に互りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試験場の設立に着手し同十一年八月京城郊外清涼里に本場を創設し、庶務・造林・保護・利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見たり。現在技師五人、屬二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及施業に關する試験及調査並に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松姑蜥及金龜子の驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・質疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り産業開發に努む。

共に朝鮮統治の大患である。是を以て歴代の統治者は常に此の點に鑑み苦心經營を重ね來たつたのである。

抑此の窮狀を匡救打開する方法は凡そ二ある。即ち其の一は土木・砂防事業等に依るの勞銀撒布の救濟施設で、其の二は自力に依る農家經濟建直の方策である。前者は固より應急の措置に過ぎず其の効果は永續性に乏しいから、眞に農村を救ひ農家を根強く起上らしめんが爲には後者の自力更生運動即ち農家更生計畫の實施の外途なきを以て之を朝鮮更生の一大方策として昭和七年以來遂行し來つたのである。農山漁村の振興、自力更生運動の經過 農山漁村の振興、自力更生運動は上叙疲弊窮迫せる農村の現狀に直面し且つ内外の非常時局に際會して速に根本的の振興對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來急速度を以て展開し、先づ其の準備として振興對策の立案、運動、組織の統制、指導機構の完備、指導網の擴充等に専念全力を傾注したのである。即昭和七年夏知事會議を開催し先づ本運動趣旨方針の大綱を示し更に内務・産業兩部長會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に互つて一齊に農村振興委員會を設置し各種指導機關の聯絡協調並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日をトし全鮮一齊に精神作興に關する 詔書の奉讀式を舉行し、總督亦非常時打開に善處すべき聲明を發し各道知事之に順應して諭告を發し、續いて全鮮の郡守・島司及關係の官公吏多數を召集して講習會を開催する等、各方面より極力民心の作興に努むるに共に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・警察官署・漁業組合等所謂第一線の指導關係諸員に對し農村振興に關する指導精

神並に其の實際的指導方法に付各道各郡に講習會・講演會を開催して大に振興運動の趣旨の徹底に努力し、あらゆる階級公私の機關一般民衆を打つて一丸として着々所期の目的達成に邁進する一面、本府幹部及其の他職員を常時地方に派遣して極力其の指導督勵に當らしむる等今や半島を舉げ全能力を發揮して本運動の強化徹底に努めつゝあるのである。

農山漁村更生計畫實施上の精神 農村振興運動の中樞施設である農家更生計畫の樹立實行方に關しては昭和八年三月七日附政務總監通牒を以て其の具體的方針を示したのであるが其の要旨とするところは

(イ) 不足食糧の充實を期すること

(ロ) 現金收支の均衡を得せしむること

(ハ) 負債を根絶して其の重壓より免れしむること

以上の三點を經濟更生上の目標と定め(イ)勤勞好愛(ロ)自主自立(ハ)報恩感謝の三點を精神的指標とし、自給自足に餘剩勞力の利用消化を勞農の鐵則として、個々の農・漁家を指導の對照に概ね五箇年計畫を以て其の生活の安定を得せしめ、漸を追うて向上の域に誘導するを當面の要諦とせるものであつて、右方針の下に昭和八、九兩年に於ては差當り一邑面一部落を標準として之が實行に着手したのであるが、其の數四千八百九十四部落、九萬六千九百三十五戸にして之に同十、十一、十二、十三年度實施のものを合算すれば二萬六千五百三部落、五十六萬三十三戸に達して居る。

尚漁村に就ても右農村に於ける施設同様漁家各戸の更生計畫を樹立し(イ)現金收支の均衡(ロ)負債

農山漁村の振興、自力更生事業

二三八

計	昭和十一年度		計		計		計	
	現	計	現	計	現	計	現	計
計	二、五五六	三、〇〇七	二、七四八	三、八八七	三、七九三	五、七八六	三、六四六	六、四四〇
在	一、七四八	三、八八七	〇、七四八	一、〇〇〇	四、〇四六	三、三三五	五、九六九	一、六七三
計	〇、八〇八	〇、九七三	〇、八〇八	〇、九七三	〇、九七三	〇、九七三	〇、九七三	〇、九七三
計	二、六九二	三、五五五	四、〇四六	四、八六〇	五、五八二	一、〇九八	二、九六九	一、六七三
在	一、九〇〇	三、五五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、八六〇	三、三三五	五、九六九	一、六七三
計	〇、七九二	〇、〇〇〇	〇、七九二	〇、〇〇〇	〇、七九二	〇、七九二	〇、七九二	〇、七九二
計	二、九〇〇	三、五五五	四、〇四六	四、八六〇	五、五八二	一、〇九八	二、九六九	一、六七三
在	一、〇〇〇	三、五五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、八六〇	三、三三五	五、九六九	一、六七三
計	〇、九〇〇	〇、〇〇〇	〇、九〇〇	〇、〇〇〇	〇、九〇〇	〇、九〇〇	〇、九〇〇	〇、九〇〇
計	二、六〇〇	三、五五五	四、〇四六	四、八六〇	五、五八二	一、〇九八	二、九六九	一、六七三
在	一、〇〇〇	三、五五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、八六〇	三、三三五	五、九六九	一、六七三
計	〇、六〇〇	〇、〇〇〇	〇、六〇〇	〇、〇〇〇	〇、六〇〇	〇、六〇〇	〇、六〇〇	〇、六〇〇

更生指導部落九十個年計畫 本府に於ては叙上の実績に既往の體験並に邦家四圍の情勢等に鑑み、此の機を逸せず速に更生計畫の擴充實施を行つて本運動の強化徹底を圖り、半島大衆の全面的更生を企圖して統治の基礎を益々鞏固ならしめ以て國本の培養國力の充實を期し、内鮮一體舉國一致の實を擧ぐるの要緊なるものあるを認め、昭和十年度以降概ね十箇年間に昭和八、九兩年度實施部落の外全鮮約七萬部落（戸數二百十八萬戸）に對して年次的に更生計畫を樹立實行せしめ、物心兩面に互る大衆生活の安定を得しめて農山漁村匡救の根本且つ恒久的對策たらしめんとして居る。

斯くして計畫の樹立を了へた農家は之が實行を官邊の指導から逐次自治共勵の力に移し、民間自體の自律自治的運動として有終の成果を收めしむるやう中堅人物の養成訓練其の他各般の施設を講じつゝあるから、藉すに相當の時日を以てしたならば此の大事業の所期の目的に到着することも敢て難事ならざることを確信するものである。

一二 商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業に従事する者漸次増加するに至つたが、此等在來市場は依然地方重要な商業機關にして、昭和十二年末に於ては全鮮を通じて其の數一千四百四十四箇所、其の取引額一箇年三億二千七百萬圓以上に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期開市せられ、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地より購客來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。在來市場には客主・居間・監考・典當取引機關がある。

イ、客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貸金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるものであつて、其の商行爲する所恰も内地に於ける間屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するものである。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、恰も内地の仲立人同様であつて、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勞に當る者がある、稍客主業と相似てゐるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介するに同時に表面自ら取引の當業者であるが、居間は單に賣買業を紹介するに止まり、取引に關して何等關與しない。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも、市場取引の米穀は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考の升量を受け其の手數料として一升に充たざる端數の米穀を收受するの慣習がある。然れども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當業者 (質屋) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の比準は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に融通する場合は時期の頗る短きものあり、然し何れも利息支拂に依り延期し得るに及流質となりたる場合典當權者當然典物を賣却處分し得ることは、内地質屋業と異なる。

其の他商業機關として契等に關する慣行あるも、行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつゝある。

内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎮南浦・新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨・呉服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至つたので、大正九月四月一日該令を廢止した。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任する時は種々の弊害あらんことを虞れ、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せ

らるゝもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	六	一	二	一〇三	一〇七	六	五	三六	三六	一六	二七二

朝鮮に支店を有する内地會社營業種別 (但し鮮内支店數を示す)

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	七	三	三	九	八	四	六	四	一	五	一八

朝鮮に支店を有する外國會社營業別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十一年末	一	六	一	一	五	一	一	一	一	一	三

取引所及正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年領事の認可を得て設立したる株式會社仁川米豆取引所を認容せる外、一切取引所の新設を許さなかつたが、最近朝鮮の産業及經濟界進展の實狀に鑑み取引所制度確立の必要を認むるに至つたので、爾來慎重に之が調査研究を重ね、昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月

其の施行規則を制定發布し、以て取引所に關する根本方策を樹てた。而して新令に於ては取引所は會員組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざらしめ、新令公布の際現に存したる株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩會社の合併を爲し得る途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむるに共に、更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎮南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし、(昭和七年末限り廢止)新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎮南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を免許した。又株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は同一月一日合併の認可を受け、新に株式會社朝鮮取引所を設立し、従前通り仁川に於ては米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行つてゐる。

正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、此等の市場にて行はれたる直取引の爲、別に正米市場規則を發布し(昭和六年九月)取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することとなつた。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外し、本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若は

仲立を業とする商人の組合たることの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を越ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めないこととした。

正米市場は(昭和十年十月末現在)釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場(昭和七年十二月設置許可)一あるのみである。

商 工 會 議 所

商工會議所は商工業の改善發達を以て其の目的とする重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾が少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施した。同令施行前に於ける會議所は内地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したるが、會議所として存立の意義を有せざるもの少くなかつたので同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として内鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることとした。爾來星霜を閱すること十五年同令も亦長足の發達を遂げ、殆ど其の面目を一新せる朝鮮の實情に副はざるものあるを認めたので、更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、時代の要求に應じ名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益々其の機能の發揮に資することとした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・馬山・海州・城津の十九にして此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を以て以つて申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなきのみならず、却て諸種の弊害醸成の虞があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要な指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく、爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便尠からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・家畜・家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果實・織物・紙・醸造品・白蔘・木炭・製材及其の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限りたるが昭和十年電球及琺瑯鐵器を昭和十二年絹織物、ゴム靴及靴下を昭和十三年燐寸・煉瓦及石油を追加せり。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるもの、昭和十三年八月末現在に於て織物・酒造・紙物・穀物輸移出・電球・琺瑯鐵器・人絹織物・靴下・燐寸・煉瓦・牛乳の同業組合各一人蔘同業組合二、ゴム靴同業組合三、蠶種同業組合四、揮發油同業組合四、果物同業組合八、同聯合會一、合計三十三に達し、何れも製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品

の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の軽減、販路の擴張を圖り或は紛議の調停又は仲裁判断を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲、相當活動を爲してゐる。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散した。

産 業 組 合

産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設たるを認め、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を内地産業組合法に採りたるも、信用事業は既に金融組合制度施行せられ相當の發達を示したので、之を重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際徒に數の多きを望まず、先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することとした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は昭和十三年三月末に於て組合數百十六、組合員數十七萬人、出資金二百七十二萬二千圓、積立金三十一萬圓、借入金八百二十三萬四千圓、事業高二千五百六十萬圓である。

石 油 業

最近國內に於ける石油の需要は著しく増加し、加ふるに内外情勢の急激なる變化に依り石油は産業經

済上、將又國防上頗る重要な地位を占むるに至りたるに拘らず、國內に於ける之が資源は極めて少く製油業亦不振の状態にあるに鑑み、昭和九年七月一日より石油業法を實施し石油精製業及輸入業を許可事業とし、毎年の事業計畫に對しては認可制を採り又業者には常時一定量の石油の保有をなさしめ、其の他業者の營業に關し諸般の監督命令を發し得ることとし、以て石油業の確立保護及石油需給の圓滑を期し斯業の健全なる發達を圖ることとなつた。而して現在本法に依り許可を受けたる石油精製業者は元山に於ける朝鮮石油株式會社及釜山立石商店の二社であり、又輸入業者は内國會社五社、外國會社三社、合計八社であつて鮮内に於ける需要の大部分は之等にて供給してゐる。然るに我が國に於ける石油の需要は今後益々増加の一途を辿るものと認められ、單に石油業法に依る保護のみを以てしては到底之が増大する需要を充すことを得ず、更に進んで自給自足の域に達せしめざるべからざるを以て本府に於ては昭和十三年三月二十日施行ありたる人造石油製造事業法に依り從來實施中の石炭低溫乾餾事業及石炭液化事業を一層積極的に助成し埋藏量豊富なる褐炭の利用に依る揮發油、重油等の増産を圖り、又一面アルコール工業の振興を圖り揮發油にアルコールを混用實施する等専ら液體燃料問題の根本解決策を講ずべく鋭意努力中である。

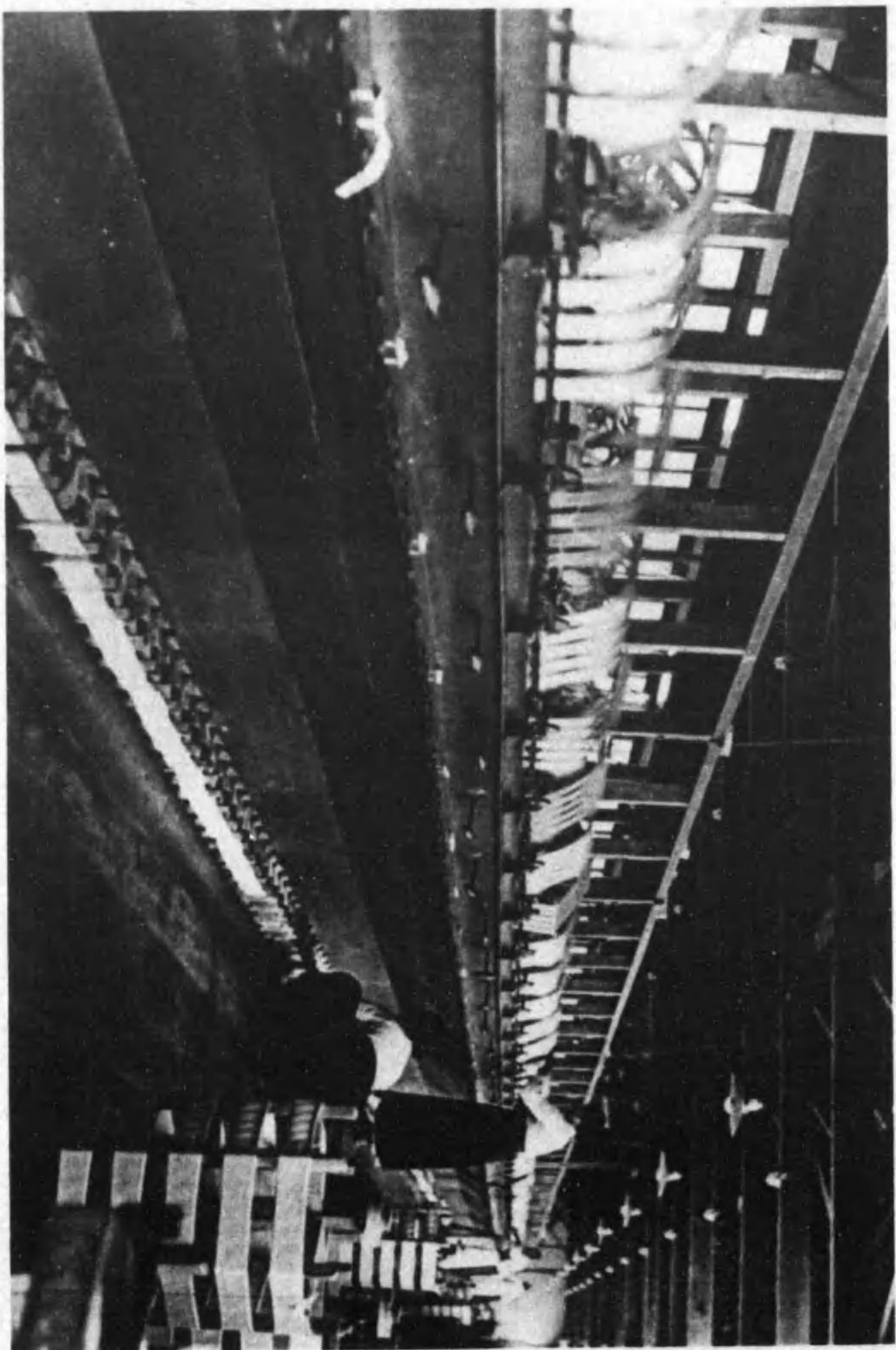
商 工 獎 勵 館

商工獎勵館は本府の經營に係り、從來殖産局商工課に附屬したのであつたが、其の活動を自由ならし

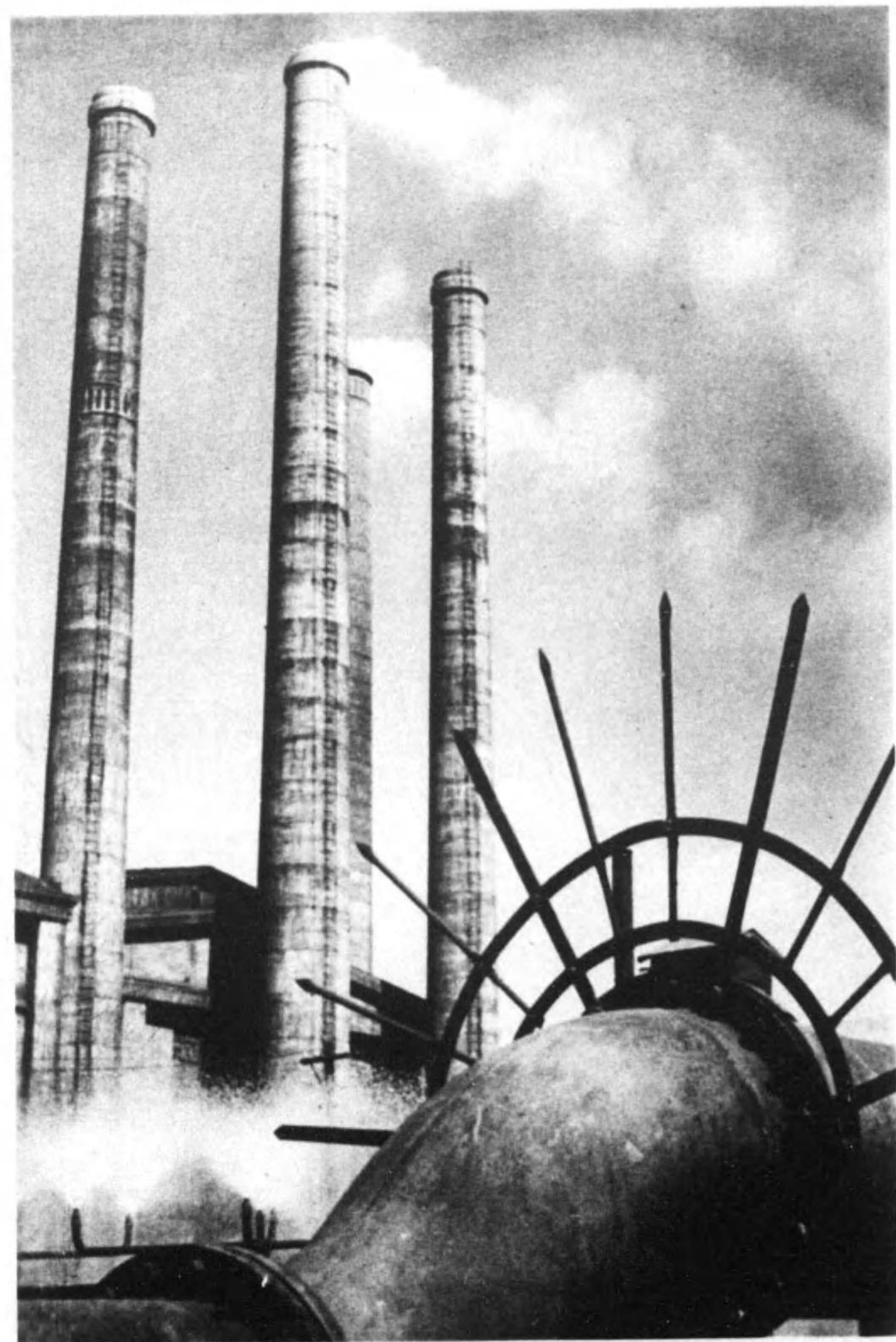
め十分なる機能の發揮に便する爲、昭和四年四月商工課より分離して獨立の一部課として認めらるゝに至つた。

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業状況を明にし、其の發達促進を圖るに共に、一面多額の輸移入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他の刊行物の發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地上海浦鹽就航船室の一部を借受け朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努むるに共に本府東京事務所の一部に朝鮮に於ける資源及産業の状況各種施設並其の成績等を示すべき出品物を蒐集陳列して朝鮮事情の周知徹底に資本及企業の誘致促進に資し、帝都に於て廣く朝鮮物産の販賣斡旋の衝に當り其の眞價の發揚に商圏の擴張に資する等積極且動的活動に任すべく銳意努力してゐる。

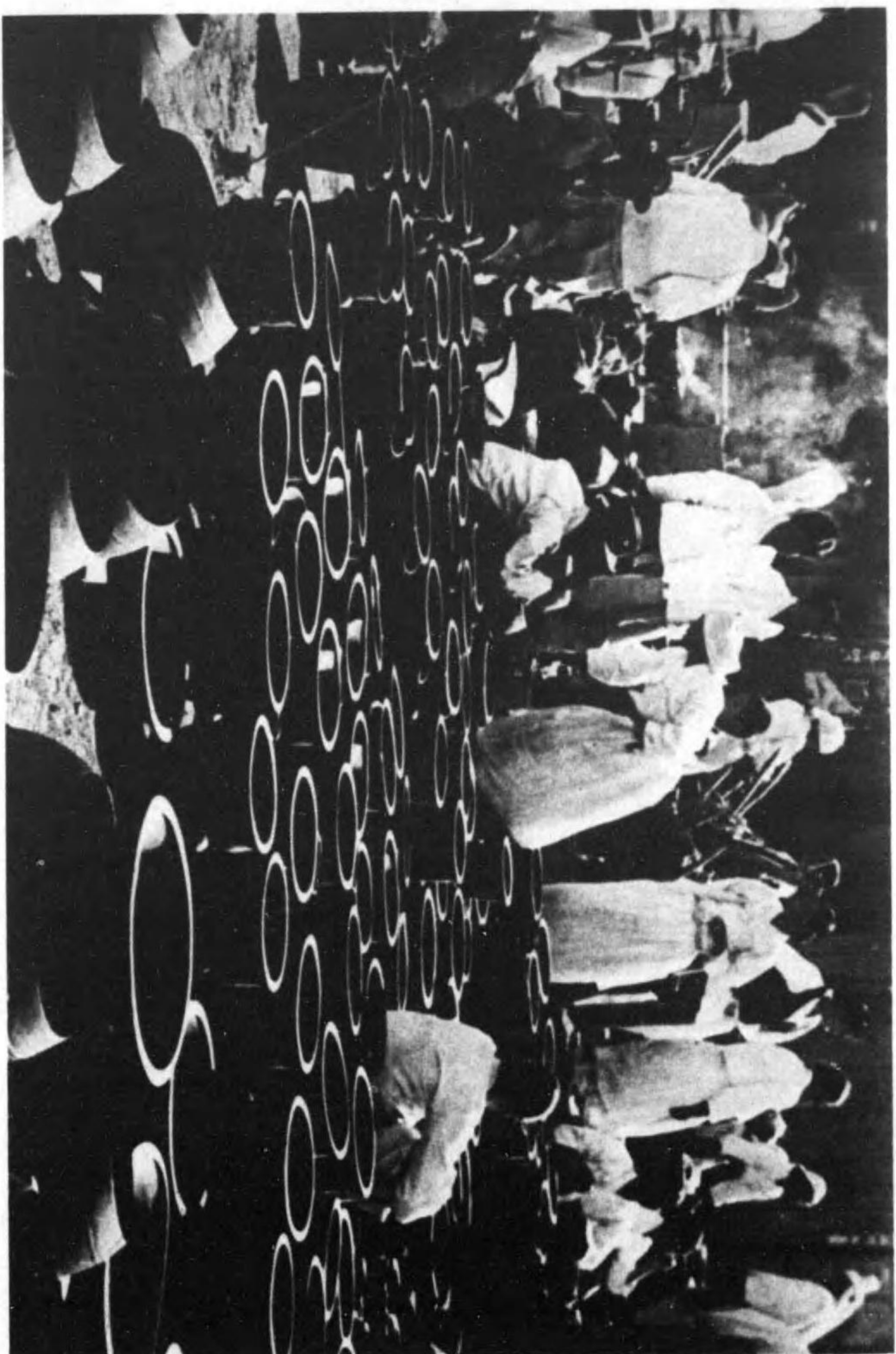
右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は疆内各地に開催せらるゝ各種展覽會及即賣會等の出品の斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずるに共に、見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に銳意後援助の勞を探り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・産地・生産状況・品質・價格・包裝・意匠・集散及需給の状況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送経路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を闡明にすることを共に、一面關係官公吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等、銳意積極的活動に努めてゐる。



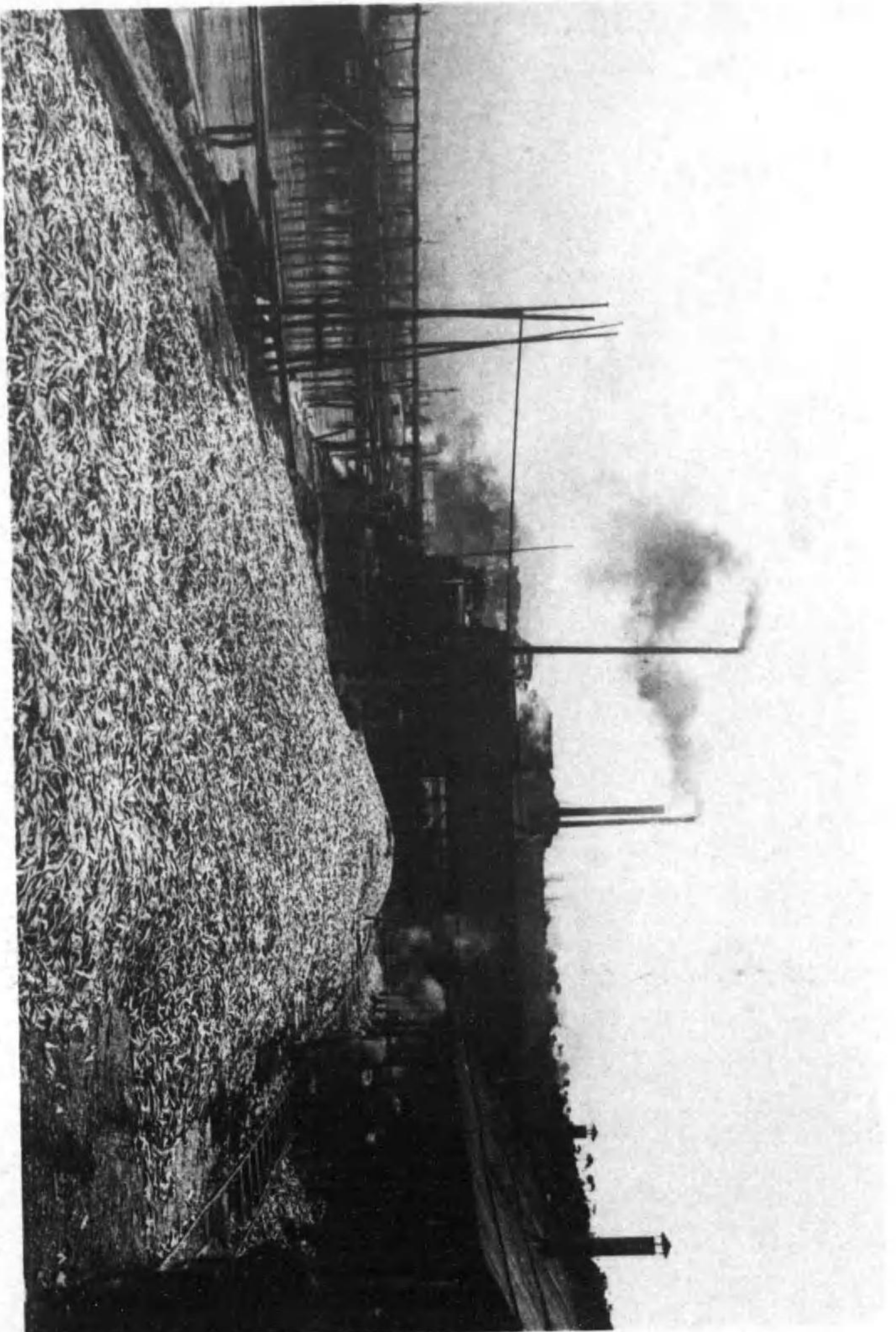
業 工 績 紡 の 鮮 朝



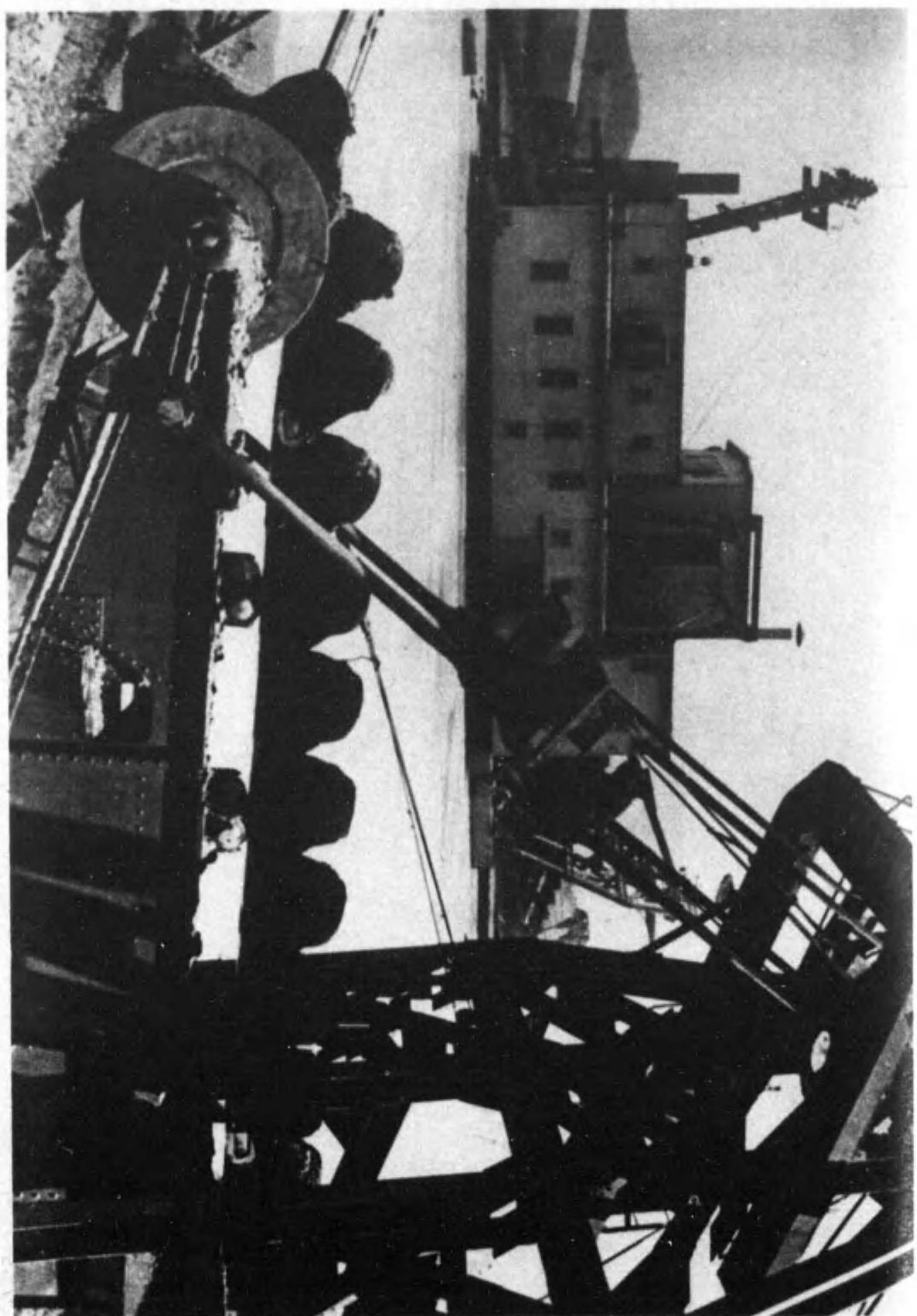
業工重の鮮朝



朝鮮の工業



朝 鮮 水 産 状 況



(一) ヤヂツレバ) 取 採 金 砂

一三 工業

工業の概況

朝鮮の工業は往時相當の發達の遂げたことがあつたが、漸次衰退し李朝の末期に在つては纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業に其の片影を留むるに過ぎず、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗惡にして一般の需要を充す能はず、日常必要品の多くは之を輸入に俟つ状態であつたが、本府は施政以來銳意之が改善を發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し來たれると共に、朝鮮人の工業に關する知識啓發せられ、工場經營を試みんごする者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ紡織・製絲・製鐵・パルプ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が設立せられるに至つた。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なるを認め、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目し、各種の事業を目論むもの益々増加するに至つた。昭和十二年に於ける工産額は九億五千九百三十萬圓、此の内二億六千二十一萬圓は家内工業又は副業の所産である。

業種別工産額 (昭和十二年)

工業

紡織工業	一億四千百十五萬圓
金屬工業	五千七十六萬圓
機械器具工業	一千六百五十六萬圓
窯業	二千五百七萬圓
化學工業	三億四百九十四萬圓
木製品工業	一千百七十三萬圓
印刷及製本工業	一千六百三十萬圓
瓦斯及電氣工業	四千七萬圓
食料工業	二億三千八百三萬圓
其他工業	一億一千四百六十五萬圓
計	九億五千九百三十萬圓

家内工業

機業 機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業であるので、共同作業場の設置補助、指導員の配置等諸般の施設に依り、之が改善發達に努めてゐる。

イ、木棉織物 朝鮮に於ける綿布の家内工業に依る生産額は昭和十二年八百二十三萬圓で此等は農家婦女子の副業的産物にして棉花を手紡し、居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。近來紡績綿を用ひ、ボタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加して來た。

ロ、麻織物 在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・裏服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の主産地は忠清南道・全羅南北道・慶尙南道であつて、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。最近紡績麻絲を以て製織するもの増加しつゝある。昭和十二年に於ける家内工業所産のものは七百二十二萬圓に達する。

ハ、絹織物 慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とす、多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬最も有名である。昭和十二年家内工業産額四百七十八萬圓に達する。

陶磁器製造業 高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奨励に依り、近時漸く復興を見つゝある。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豊富であるので、斯業の將來は極めて有望である。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資してゐる。昭和十二年中の家内工業所産に係るもの百九十一萬圓、製品の多くは食器類等の日用品である。

朝鮮紙製造業 朝鮮紙は有望なる家内工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雑であつたが、當局の指導奨励に依り近時著しく品質が改善せられた。

本府は年々補助金を交付し、各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖つてゐる。昭和十二年に於ける産額は二百六十四萬圓、多くは鮮内にて消費せられるが窓紙用・包装用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、今後益々有望視せられてゐる。

酒類醸造業 朝鮮に於ける在來の酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎であつて、其の他白酒・過夏酒・甘紅露等の種類があるが、産額は多くない。

イ、藥酒 帶褐淡黄色であつて、清酒様の透明なるものもあるが、多くは多少混濁である。一種の芳香を有し清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は粳米・糯米及小麥麴である。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗麴及水にて醗を仕込み、十日以内にて醸成せる白濁の酒にして酒精含有量少く、酸の臭味共に強い。庶民級の飲料として需要極めて多い。

ハ、燒酎 粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とする、日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒精含有量三十三度内外を普通とする。

此の他朝鮮白酒は外觀香味共に濁酒・藥酒の中間に位するものであつて、酒精含有量は十一、二%である。

過夏酒に味淋酒の甘味酒であつて酒精分三十度内外、夏期のみ飲料とするものも、酒精分十三、四%にして所謂高級飲料とするものである。前者は麥麴子粉・麥芽粉及蒸煮糯米及燒酎を原料として醸造

し、後者は蒸煮糯米及優良粉麴を原料とする。

甘紅露は燒酎に蜂蜜を加へ、桂皮ミ生薑の少量にて香を付し、紅麴又は紅を以て着色せる淡紅色の甘味酒であつて、酒精分二十乃至三十%を含む。

之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて少規模であつたので、當局は技術の指導改善を爲すに同時に製造場の集約合同に力を致したる結果、次第に大量生産に轉向しつつある。

種別	製造場數	製造石數	一場當製造石數
燒酎	一三〇	五四、六七	三九〇
藥酒	八四〇	一七、九六	三〇八
濁酒	一、八五三	一、三二、八三	八五四

金屬工業 朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盞・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に従事する者各處に多い。鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て有名である。

近年機械類の製造を爲すものもあるも未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるゝも、加工彫刻の見るべきもの少い。

雜工業 右の外雜工業は大體次の如くである。
イ、莞草筵及莞草スリツパ製造業 莞草は一種の三角蘭にして京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産す

る、此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮にて古來より使用せられており、昭和十二年の産額百〇五萬枚、百二十五萬圓に及んだ。近時之を以て造れるバスケット等の新製品は海外に輸出せられる又莞草芯を以て造つたスリッパ類も最近多量の輸移出を見るに至つた。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平・慶尙北道金泉・軍威等であつて、莞草スリッパの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。

ロ、木竹工業 竹細工は概ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名がある。木工品は櫛・箆・筆筒・漆器等がある、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。

ハ、硝子珠製造業 忠清北道烏致院附近の部落に盛である。製品は主に輸出向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。

ニ、鹿子紋及刺繡加工業 何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものであつて鹿の子紋は慶尙北道に、刺繡は慶尙南道密陽、慶尙北道大邱等に旺である。

ホ、吹製造業 穀類・肥料等の容器として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り今後益々有望なる事業である。當局も農家の主要副業として之を奨励する。昭和十二年の産額七千七百十七萬枚、一千百十七萬圓に達する。

工場工業

一、製絲工業 養蠶の隆興に因り産繭高次第に増加するに共に京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模の製絲工場設立せられた。昭和年十二工場數百三十一、製絲金額一千七百六萬圓に達したが製品の多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業 目下操業中のものには朝鮮紡績株式會社釜山工場(四萬鍾)、東洋紡績仁川工場(三萬二千鍾)及鍾淵紡績全南工場(三萬二千鍾)、京城紡績(二萬五千鍾)の外、永登浦に鍾淵紡績京城工場(四萬鍾)、東洋紡績京城工場(四萬五千鍾)があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものである。

三、綿織物工業 朝鮮に需要せらるゝ綿織物は粗布・細布を始め各種を合せ年額約六千萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、其の四割は之を内地よりの移入に俟つてゐる。此の外一部の製品は滿洲方面へ輸出されつゝあつて斯業の將來は極めて有望である。尙昭和十二年の綿布生産高四千九百十九萬圓中、工場生産高は四千七十八萬圓に達する。

主要なる工場は朝鮮紡績株式會社釜山工場(一千二百十臺)、東洋紡績仁川工場(一千二百九十二臺)、鍾淵紡績全南工場(一千四百四十臺)、京城紡績株式會社永登浦工場(八百九十六臺)、東洋棉花株式會社木浦工場(百三十八臺)及鍾淵紡績京城工場(一千五百二十五臺)、東洋紡績京城工場(一千四百四十

臺)等であつて之等は殆んぎ粗布及細布類を生産する。

四、絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産であつて、工場製品を稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎないが人絹織物にありては最近需要急激に増加し、昭和十二年に於ける移入高九千四百五十二萬餘方碼、二千二十五萬餘圓に達した。

主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物清涼里工場・朝鮮紡織釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織布工業の發達と共に染色工業の勃興を見前記朝鮮織物・泰昌織物・朝鮮紡織・釜山織物は孰れも染色設備を有し此の外昌和工業(永登浦)京畿染織株式會社工場(永登浦)等の専門工場がある。

五、靴下製造業 近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝある。現存工場は孰れも中小工場に屬し、平壤は其の中心地である。

最近靴下の對滿洲輸出益々増加を見、朝鮮に於ける斯業の前途は相當期待せられつゝある。

六、繰綿工場 棉花の増殖に伴ひ、繰綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十二年繰綿生産高一萬四千疋、一千二百二十七萬圓に達する。

七、金屬製鍊工業

イ 製鐵工業 朝鮮には褐鐵礦・赤鐵礦・磁鐵礦等優良なる製鐵原料豊であるが、黃海道兼二浦に日本

製鐵株式會社兼二浦工場(三菱製鐵所工場の後身)あり、銑鐵を製し、最近鋼鐵の製造をも開始した。

ロ 金製鍊業 産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本鑛業株式會社鎮南浦精鍊所・朝鮮鑛業開發株式會社鎮南製鍊所及朝鮮製鍊株式會社長項精鍊所等著名である。

ハ 輕金屬工業 朝鮮には全羅南道玉埋山附近の明礬石、咸鏡南道端川地方のマグネサイト等優秀なる輕金屬礦の鑛區在り、最近之等を原料とし、アルミニウム及金屬マグネシウムの製造を目的とする朝室アルミニウム工場及日本マグネシウム金屬會社の鎮南工場の建設を見、更に之等輕金屬工場の設立計畫中のものに朝鮮理研金屬株式會社其の他があり、朝鮮に於ける斯業に期待せらるゝ所が多い。

八、金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造、諸器械の修繕を營むに過ぎずして大規模の經營を爲す者甚だ少かつたが、交通開け諸種の産業發達し、船舶車輛工具機械類等の需要の増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は龍山工作株式會社永登浦工場・朝鮮商工株式會社平壤及鎮南浦工場・京城電氣株式會社工場・釜山田中造船所等である。更に最近著き傾向としては産金其の他地下資源の開發に伴ひ鑛山用機械製作工業の勃興を見るに至つたことで、其の主なる工場としては朝鮮機械製作所、朝鮮製鋼所、朝鮮鑿岩機製作所等がある。

九、陶磁器工業 朝鮮には到る處優良なる陶磁器原料を産し、且日用品・土木建築用品等の陶磁器製造

の需要が多いので、之等の製造工業は極めて有望なる將來を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本硬質陶器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向竝に朝鮮人向の食器類を製造する。

十、硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、昭和十二年五百三十四萬圓の輸移入を見つゝあり、然し全羅南道・黃海道等の海岸には優良なる硝子原料硅砂を多量に産するので今後斯業の發達すべき餘地少くない。

一一、セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業の勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式會社平壤(平南)、川内里(咸南)、古茂山(咸北)、朝鮮セメント株式會社海州工場及朝鮮淺野セメント株式會社鳳山工場があつて鮮内の需要に應ずる外一部は輸移出を爲してゐる。朝鮮は到る處優良なる石灰岩・粘土・石炭等を産出しセメント工業の適地多く斯業は今後益々有望である。

尙右の外目下朝鮮小野田セメントが江原道三陟に又鴨綠江水力發電會社が勝湖里に工場を建設中である。

一二、煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近平壤及生氣嶺に耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等其の儘燃料として不適であるが、低温

乾餾に依りて多量のタールを溜出することに成功し、朝鮮窒素肥料株式會社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低温乾餾事業を創めたが、同工場は年二十萬噸の石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尙咸鏡北道阿吾地に同社の石炭液化工場あり近く操業を見る豫定である。

一四、石鹼製造業 朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜山等に洗濯石鹼の製造を營む者多きを加へつゝあり。最近朝鮮窒素肥料株式會社は自家過剩脂肪酸の消化策として大規模の石鹼工場を設立操業を爲してゐる。

一五、油脂製造業

イ、植物油製造業 朝鮮には荏胡麻・蓖麻子・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め之等よりの採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の木浦工場(棉實油)、北鮮油脂株式會社(大豆油)等がある。

ロ 魚油製造業 朝鮮の東海岸は鱒の大漁場にして之を原料とする魚油肥の製造亦盛である。油の年産額約十萬噸であつて、從來多く内地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和八年

更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、昭和九年六月より操業を開始した。尙朝鮮協同油脂株式會社が江原道三陟に工場建設中の所昭和十三年秋より操業を見ることとなつた。

一七、護謨製造業 主としてゴム靴製造業であつて、大正八、九年以來急激に發達したものである。ゴム製品生産額は昭和十二年一千七百二十六萬圓に達する。

一八、製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材（タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等）を原料とし包装用紙を製造する。包装用紙の昭和十二年産額一萬六千四百題、五百十五萬圓に達す。尙最近同社系の北鮮製紙株式會社が咸北吉州に工場を建設し昭和十一年十一月より入絹のバルブの製造を開始した。

尙曩に本府中央試験所に於て從來殆ど廢棄同様に取扱はれる棉莖皮を原料とし棉皮紙の製造方法發明せられ、目下之が特許權使用の許諾を受けた棉皮製紙事業計畫發起人に於て製紙會社の設立を進めてゐる。

一九、硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る二十萬キロワットの電力を利用し、硫安年産四十五萬題、硫燐安十萬題の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず内外に輸移出せられる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於て副産物とし年五千題を生産してゐる。

二〇、製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件

を有する。

現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他稍小なるものに大田皮革株式會社がある。

二一、醸造業

イ 和酒醸造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ各地に清酒醸造業起つた。殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者尠からず、且内地品に劣らざる優良酒を醸造し内地移入品を防遏しつゝあり、最近朝鮮米は醸造米として好適なることを認められ、其の他氣候、水質等醸造に適する所多く朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ 燒酎醸造業 朝鮮の燒酎需要高は昭和十二年二千七百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる。工場は概ね中小規模のものなるが糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ 麥酒醸造業 朝鮮に於ては昭和十二年七百二十三萬餘圓の麥酒の需要があるが、從來其の生産なく凡て輸入に俟ちしが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ目下其の製品を市場に出してゐる。兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尙他に輸移出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十二年産額七千餘石六百九十五萬圓である。

ニ 葡萄酒製造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に好適し、葡萄酒の醸造も亦有望である。慶尙北道浦項

の三輪農場に於ては稍大規模に葡萄酒を醸造し、此の他釜山・京城等にも小工場がある。

ホ 醬油・味噌醸造業 内地人の増加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出増加し、前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二三、製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近く滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を有する。

現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京城及仁川)・日本製粉株式會社の鎮南浦工場及同社沙里院工場、朝鮮製粉株式會社(永登浦)工場及朝鮮製粉株式會社鎮南浦工場がある。

二三、澱粉製造業 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社であつて玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄酒並に油及餌量等を製造する。油は殆んど内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

二四、精糖工業 朝鮮には從來砂糖の生産がなかつたが、試験の結果、平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せるを認められたので、大正六年朝鮮精糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に互りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に布哇・臺灣等より粗糖を輸入し精糖を行ひ來れるが昭和六年度より甜菜の

栽培を中止し、従つて甜菜糖の製造を止め専ら粗糖の精製のみ行ふ。昭和十二年産額精糖四萬三千七百六噸、一千三十二萬圓なるが、製品の一部は輸出せられるものであつて、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

二五、精米工業 精米業は工場数の多きこゝ各種工業中の首位を占め、昭和十一年に於ける朝鮮の工場總數五千九百二十七中、實に一千二百二十五は精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十年は白米調製高六十五萬噸、玄米調製高五十萬噸に達する。

二六、電球製造工業 最近釜山及京城に斯業の勃興を見つゝあり、殆んど輸出向の製品を目的とする小工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

二七、磁器鐵器工業 近年急激なる發達を見たるものであつて目下釜山に五工場、京城に一工場あり此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主たる目的とし京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。尙昭和十二年に於ける生産高二百九十八萬餘圓、輸出高は二百三十七萬餘圓に達した。

中央試驗所

中央試驗所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業・工藝の四部分に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験研究を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事

項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業獎勵

工業傳習事業を企畫する者又は有利なる工業を經營するも事業創始の際、收支償ふ能はざる者或は鮮内資源の開發する事業等に對しては本府又は地方廳は金品を補助し以て工業の發達に助めてゐる。又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して、補助金を交付し各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來自然の慣行に放任せしが我が統監府設置以來度量衡の改正急を告ぐるに至り隆熙三年九月度量衡法を制定の度量衡の名稱名位及種類を内地と同様とし度量衡は政府の專賣を爲し銳意計量觀念の啓發に努め來りしが朝鮮に於ける諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法専用度量衡法を施行せるを以て、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し内地同様メートル法専用を爲せり。

一四 貿易

貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設及民間企業の勃興に因つて、漸次増進の趨勢を示し殊に歐洲戰亂以來急激の伸暢を示した。

國別貿易

貿易の相手國は廣く世界の各方面に互つて居るが、内地との關係が最も密接である。今昭和十一年の貿易額を觀るに輸移出貿易の八割七分、輸移入貿易の八割五分は内地朝鮮間の貿易に屬し、外國貿易は輸出一割三分、輸入一割五分に過ぎない。又諸外國中主要なるものは輸出に在つては滿洲國・關東州・中華民國・北米合衆國で、輸入に在つては滿洲國・中華民國・蘭領印度・北米合衆國・關東州・英吉利等の順位である。

主要通商國貿易價額國別

年	一、輸 移 出		中 華 國		香 港		英 領 北 米		埃 及 其 他 諸 國		通 計
	内地	關東州	滿洲國	民國	印度	合衆國	埃及	其他諸國			
昭和十一年	四、五、八、九三	八、〇〇九	三、〇三三	三、三二二	四、九	三、四三	五、四六	九、三	二、〇六七	五、五〇、七九六	
同 十一年	五、八、〇、四七	九、九〇一	五、五、五三三	三、七〇二	六、〇一	三、八	九、九三	五、七五	三、五七三	五、九三、三二三	
同十二年九月迄	三、二、七、〇〇〇	一、六、四、九	五、一、三、五四	三、一、六	六、〇	五、七五	一、〇〇五	四、五、五三	六、六、五	四、六、七、〇〇〇	

二、輸移入

年	内地	關東州	滿洲國	中華民國	英領海峽殖民地	印度	比律賓	英吉利	北米	其他の諸國	通計	
昭和十一年	五八、八三三	四、九三三	四九、〇二五	一六、四四八	一、七三四	三、五二二	二、三六八	三、三九二	七、五四七	二、七六六	六五九、〇三三	
同十二年九月迄	六四、七九八	六、六四二	五九、四〇三	一五、一四六	一、三三三	三、九七六	六、二二二	五、四七二	九、一五一	七、〇元	七三三、四一七	
備考	昭十一年對内地移出の増進せるは米・肥料・大豆・魚油・乾海苔・「セメント」等の出増に因り、對滿洲國及關東州輸出の増加は綿織物・人絹織物・砂糖・護謨底綿靴等の好況に因り、對支輸出の増加したのは紅蔘・木材・黒鉛等の出増に因る。對内地移入の増加は肥料・機械類・棉花・鐵・人絹織物等の入増に因り、滿洲國及關東州より輸入の増進したるは粟・硫安・大豆・豆粕等の好況に因り又支那輸入の減少は天津粟・天日鹽・棉花の入荷不振に因る。											
	昭十一年	五三、六八〇	五、〇〇〇	五〇、八八一	九、四三六	九、九	五、五六	一、四四四	四、四〇八	一六、〇〇七	八、〇六七	六八六、一八五
	同十二年九月迄	五三、六八〇	五、〇〇〇	五〇、八八一	九、四三六	九、九	五、五六	一、四四四	四、四〇八	一六、〇〇七	八、〇六七	六八六、一八五

港別貿易

朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・羅津・元山・鎮南浦・群山・木浦・清津・雄基・城津・龍巖浦の十二港で、京城・大邱・平壤には税關支署を置いて開港及陸接國境地方より保税運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸接國境地方には税關支署又は出張所があつて、主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入税の大部分が撤廢せられると共に、一部移入税残存の貨物其の他の移出入

手續の爲に指定港を設け、税關出張所を設けた。而して其の各地の貿易額は、釜山港第一位を占め仁川港が之に亞ぐ。此の兩港は實に朝鮮の二大關門であつて、釜山は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は關東州・中華民國其の他歐米諸外國貿易の中心となつた。其の他輸移出に在つては鎮南浦・群山・清津・木浦・新義州等、輸移入に在つては鎮南浦・新義州・清津・元山・京城・群山等を主なるものとする。

港別	貿易額		輸移出		輸移入	
	昭和十一年	昭和十二年九月迄	昭和十一年	昭和十二年九月迄	昭和十一年	昭和十二年九月迄
仁川	七二、七五四	六一、九八六	一五八、九〇六	一四六、一四七	二二、八四九	二二、八四九
京城	三、一二六	三、五〇三	二九、八六八	一八、三四二	一八、三四二	一八、三四二
群山	五七、五四〇	三一、八六二	二八、七九四	八、六一六	八、六一六	八、六一六
羅津	三、八三七	四、九四七	六、六三八	三、四三三	三、四三三	三、四三三
元山	一〇、八七八	七、三五八	三六、〇三〇	一〇、九九四	一〇、九九四	一〇、九九四
清津	五、三六六	九、二〇五	一一、四三一	三七、六三四	三七、六三四	三七、六三四
雄基	三一、九一〇	二八、三八六	四二、五二一	一一、八〇四	一一、八〇四	一一、八〇四
南陽	一一、一二二	六、八三四	一五、六〇四	一一、二八一	一一、二八一	一一、二八一
三峰	三、三一二	四、六一五	二二、二五六	一一、二八一	一一、二八一	一一、二八一
合計	八七二	一、〇九八	一一四	一六三	一六三	一六三

貿易別	輸出		輸入	
	昭和十一年	昭和十二年九月迄	昭和十一年	昭和十二年九月迄
港	三六六	三八六	一、二八八	九五二
會	一三四、〇七三	一〇三、八七九	二三八、二六四	一八二、四二〇
釜	三一、七三六	二二、五一七	一九、〇四一	一三、九三二
木	六八九	九三八	四、三六四	二、九八七
大	一一、七五七	五、一四七	五、七九八	三、九二五
馬	二九、三三七	二五、〇七一	四三、八〇二	三二、七八二
新	五、三三八	四、七七六	二、一六三	二、二七一
龍	九三、三二四	七五、六八三	四九、五〇一	四六、九一〇
鎮	四、七三一	三、一〇三	一六、七七九	一〇、五九三
平	八一、二三五	六五、七八七	四九、二四六	四八、二三六
其	五九三、三一三	四六七、〇〇〇	七六二、四一七	六三八、一八五
合計				
備考	千圓未満は切捨とす。			

輸移出重要品

輸移出品は農産物・礦産物及水産物を主とし、就中米・肥料・大豆は實に三大貿易品である。其の他合金銀粗銅・鐵・生糸・棉花・魚類・魚油・綿織物・木材・金・石炭等は何れも輸移出の重要なものである。

品名	輸移出重要品價額	
	昭和十一年	昭和十二年九月迄
米	二五〇、九二六	一三八、六六七
大豆	二二、四七四	一六、七七七
コーンスターチ	二、三三三	二、六八四
鮮・乾・鹽魚	一〇、五六二	八、五一一
乾海苔	四、〇七五	四、〇五九
砂糖	四、〇一八	二、三八九
林檎	二、九三五	九七七
魚油	八、二六一	八、六一六
綿糸	一一、四六八	五、七一七
生糸	一五、四二〇	一四、五三四
綿織物	七、五四〇	一七、八九七
備考	千圓未満は切捨とす。	

輸移入重要品

産業は農業が主であり、工業は尙幼稚であるから、輸移入品は多く工業製造品に屬し、鐵・機械類・肥料・綿織物最も多く、人絹織物・礦油・棉花・粟・石炭・木材・肌衣・毛織物・紙類等が之に亞ぎ、轉近企業の勃興に伴つて、各種原料品及事業用品の輸移入益々増進の趨勢を示して居る。

貿易

輸移入重要品價額

品名	昭和十一年	昭和十二年
米	五、〇一七	四、一五三
大麥及裸麥	八、七七九	四、五八二
粟	二二、七〇二	一三、八四二
大豆	五、〇八六	九、九三五
小麥	七、八三二	四、七四一
砂糖	九、〇四六	六、六六一
鹽	二、二四七	一、六九二
業煙草	五、六九八	四、五七六
原油及重油	一〇、七一六	一三、二五三
揮發油	九、九〇一	四、四〇五
燈油	五、四〇五	三、二八七
爆發藥	四、二七七	二、八三四
機油	一、八二二	一、二八六
綵	二二、七五五	二八、六四一
綿	六、〇二八	二、八九二
柞蠶絲	四、四六三	五、八三三
備考	千圓未満は切捨とす。	

貿易船舶

開港に於ける貿易船舶の出入船は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示したが、休戦後漸次回復して來た。而して此等貿易船舶の大部分は日本船であつて、主として内地朝鮮間の貿易に従ひ、外國船は極めて少く、其の大部分は支那戎克である。

外國貿易船舶

年	汽船	帆船	計
昭和十一年	一、三五四	三、三六六	三、三六一
昭和十一年	一、三四八	一、七六一	一九、〇三九
昭和十二年九月迄	一、三三三	二、三六三	一三、三六四

内地間貿易船舶

年	汽船	帆船	計
昭和十一年	一、四八〇	一〇、三三七	二五、一七七
昭和十一年	一、五七三	一〇、二九六	二六、〇一八
昭和十二年九月迄	一、〇六五	八、〇七五	一九、〇四〇

貿易船舶出港

年	外國貿易船		内地間貿易船	
	汽船	帆船	汽船	帆船
昭和十年	一、三三七	三〇、九三〇	一、五四九	二、五
昭和十一年	一、三〇〇	二七、四九七	一、六七三	三〇
昭和十二年九月迄	一、〇四五	一〇、九七	一、三三九	九四
計	三、二六七	五八、八七	一、六六五	一、七九

年	汽船		帆船	
	隻	噸	隻	噸
昭和十年	一四、五七	一三、七	一〇、四三	二、六
昭和十一年	一五、五〇	一三、五	九、九二	三、〇
昭和十二年九月迄	一〇、八六	八、一	三、五	一、〇
計	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇

物資調整、燃料兩課新設

一、臨時物資調整課 支那事變の進展は伴ひ、軍需資材の需要は益々激増しつつあり、これが供給の確

保を圖るに共に、國民經濟の圓滑なる運行を期することは、極めて緊要であり、これがためには、軍需資材その他の重要物資の生産力擴充計畫、代用品利用計畫、配給調整計畫、輸出人に關する計畫、消費規正に關する計畫等の需給調整に關する實施計畫を樹立して、これに基づき、關係業者等の指導監督に當らなければならない。

仍て、中央政府に於ては、商工省内に臨時物資調整局を新設して、専ら右事務の處理に當りつつあるが、總督府に於ても、本年度にこれが事務處理のため官制を改正し、事務官、技師、屬、技手等の増員を行ひ大體中央の方針に順應して、本府殖産局に臨時物資調整課を新設し、又地方各道には關係職員を配置して、激増し來れる本事務處理の圓滑なる遂行を期してゐる。

一、燃料課 燃料問題に關しては、その生産、輸移入及販賣の計畫、消費規正並に代用燃料の供給等の事務が時局の關係上軌近頗る複雑多岐を極め、その適否は直接他の關係産業に重要な影響を與へるので、これが綜合的計畫の樹立及實施方法等については、慎重且つ細密なる調査研究を積極的活動が要求せられてゐるので、右臨時物資調整課新設を機に燃料課を新設し商工課より石油業法、人造石油製造事業法、揮發油及アルコール混用法等に關する液體燃料の自給促進及需給の調節に關する事務を鐵山課より石炭の利用及需給等に關する事務を分離し分掌せしめた。

一五 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起源も遠いにも拘らず、嘗て其の事業には殆んど見るべきものなかつた。此處に於て韓國政府は明治三十九年七月新に鑛業法及砂金採取法を發布し鑛業制度は漸く緒に就き、更に併合後に至り本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し同五年四月より之を施行し、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行した。朝鮮鑛業令は外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益々鑛業の發達を促進せしめんことを期し、其の後更に數次の改正を加へて今日に及ぶものであるが、近年國內の經濟情勢に鑑み政府は國策として産金の増加政府集中を圖ることとなり、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月朝鮮産金令を公布した。

鑛業の概況及特許鑛山

鑛業の概況 鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願は實に六千八百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示してゐた。然るに昭和六年十二月の金輸出再禁止を轉期として金鑛業の異常なる發展を來し、再び出願増加の趨勢を見るに至

つた。即ち昭和七年中の出願件数は三千二百四件、同八年は五千二百十件、同九年は九千四百四十七件を算し、昭和十年に於ては實に一萬百五十三件に達し、逐年激増を示したが昭和十一年には六千五百五件に激減した。是れ畢竟投機的奇利を博せんとするが如き所謂虚業家が影をひそめたる結果と見られ、朝鮮鑛業は漸く堅實真摯なる企業家によりて發達すべきものと思惟せらるゝに至つた。然し昭和十二年には出願件數八千百十六件となり二千十一件の増加を示した。昭和十二年末現在許可鑛區は左に示す如く七千四百五十四鑛區であつて、前年末に比し九百四十一鑛區を増加した。

鑛種	昭和十一年		同十二年	
	鑛區數	同十二年	鑛區數	同十二年
金銀鑛	三八七	四三三	一	一
銅鑛	一四	一五	一	一
安質母尼鑛	一	一	一	一
硫化鐵鑛	一六	三〇	一	一
滿侖鑛	三	六	一	一
タングステン鑛	六	六	一	一
水鉛鑛	八	三〇	一	一
タングステン水鉛鑛	七	四	一	一
金銀銅鉛亞鉛其他鑛	一、二六六	一、五〇〇	一	一
砒鑛	一	一	一	一
螢石	一	一	一	一
重晶石	一	一	一	一
明礬	一	一	一	一
蠟燭	一	一	一	一
高嶺土	一	一	一	一
石綿	一	一	一	一
鐵鑛	一	一	一	一
亞鉛鑛	一	一	一	一
水銀鑛	一	一	一	一
黑鉛	一	一	一	一
磁石	一	一	一	一
雲母	一	一	一	一
一切鑛物	一	一	一	一
合計	一、五〇〇	一、五〇〇	一	一

鑛區中稼行するものは四千五百二十三鑛區で前年に比し六百二十一鑛區を増加した。總鑛區に對する稼行鑛區の割合は六割強で、主なるものは金銀を主とするものにして三千九百十七鑛區(金銀鑛三、一七〇、金銀銅鉛亞鉛其他鑛四三一、砂金三一六)一切鑛物三、石炭の百六十六、黒鉛の八十三、タングステン鑛の六十八等である。

鑛種別稼行鑛區數

鑛種	昭和十一年		同十二年	
	鑛區數	同十二年	鑛區數	同十二年
金銀鑛	二七四	三、一七〇	一	一
銅鑛	二	二	一	一
安質母尼鑛	四	五	一	一
水銀鑛	四	八	一	一
亞鉛鑛	四	八	一	一
鐵鑛	四	八	一	一
硫化鐵鑛	四	八	一	一
滿侖鑛	三	六	一	一
タングステン鑛	七	七	一	一
水鉛鑛	八	三〇	一	一
タングステン水鉛鑛	七	四	一	一
金銀銅鉛亞鉛其他鑛	一、二六六	一、五〇〇	一	一
砒鑛	一	一	一	一
螢石	一	一	一	一
重晶石	一	一	一	一
明礬	一	一	一	一
蠟燭	一	一	一	一
高嶺土	一	一	一	一
石綿	一	一	一	一
鐵鑛	一	一	一	一
亞鉛鑛	一	一	一	一
水銀鑛	一	一	一	一
黒鉛	一	一	一	一
磁石	一	一	一	一
雲母	一	一	一	一
一切鑛物	一	一	一	一
合計	一、五〇〇	一、五〇〇	一	一

鑛種名	單位	昭和十一年		同十年		比較増減(△)	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
石炭	噸	1,111,000	6,173	918,233	4,753	△	1,411
有煙	噸	1,111,000	6,173	918,233	4,753	△	1,411
無煙	噸	1,111,000	6,173	918,233	4,753	△	1,411
計		1,111,000	6,173	918,233	4,753	△	1,411
高嶺土	噸	24,722	1,101	23,401	1,135	△	1,376
矽砂	噸	50,955	89	48,693	204	△	27
明礬	噸	14,569	79	14,510	6	△	2
螢石	噸	8,740	107	9,733	26	△	348
マグネサイト	噸	14,259	7	2,410	7	△	9
石綿	噸	9	4	1	1	△	3
石	噸	2,655	4	8,423	30	△	14
蠟	噸	2,655	4	8,423	30	△	14
重晶	噸	5,125	71	11,013	136	△	54
合計		11,010	8,609	11,013	8,609	△	3,311

特許鑛山 明治二十七、八年戰役後、外國人の中で半島の利權に注目するもの甚しく増加し、米國人ゼームス・アール・モーリスは同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられた。是れ實に外國人が鑛山の採掘權を許可せられた嚆矢であつて、在留使臣をして當時の政府へ續々之を要求せしめる例を作つたのである。次で慶源・鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山

鑛山を米國人に各特許したが、慶源・鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良の爲之を抛棄し、稷山鑛山は内外人共同組織の金鑛株式會社に、昌城鑛山は昭和五年四月に特許權を抛棄し同時に大楡洞・東倉・甲岩の各株式會社を創立して新に鑛業令の規定に依り鑛業權を取得した。現在特許鑛區として存續するものは雲山・遂安・厚昌・甲山の四鑛山に過ぎない。尙厚昌鑛山は大正六年帝國法人厚昌鑛業株式會社に、甲山鑛山は同く久原鑛業株式會社、其の後日本鑛業株式會社に讓渡し、昭和十二年八月末遂安金鑛も日本鑛業株式會社の買収するところとなつたので、特許鑛山中外國人の經營するものは雲山金鑛のみとなつた。

鑛業の助長施設

鑛床調査 本府に於ては從來不明瞭であつた鑛床の性狀を概査し、以て其の鑛業的價値を窺知するに共ニ鑛業行政の參考に供し、他方企業家の調査の便宜を計る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準備に着手するに共ニ地質の調査を開始し、調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行し各方面の參考に供して居る。

鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試驗 選鑛製鍊は鑛業の成否の岐れる中心作業であるにも拘らず朝鮮に於ては其の施設が

一般に普及せず、未だ幼稚の域を脱しないものが多い。しかも従來之に對する研究の施設がなかつたので、大正十一年度に於て京城府鷲梁津に燃料選礦研究所を新設し朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又従來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊急事に屬するが、従來之に對する研究機關が缺如してゐたので、右燃料選礦研究所に石炭調査係及石炭試験係を併置し先づ石炭の賦存量及鑛床の状況を明かにし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資するに共に燃料給源の開發に努めつゝあつたが、石炭試験に付ては褐炭の低溫乾餾無煙炭の微粉燃焼には所期の試験を完了したるを以て、昭和四年度限り一應之を打ち切り炭田調査も概ね所期の目的を達し得たる爲、昭和十一年度限り之を廢止し現在に於ては専ら家庭燃料及石炭性能試験に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査 鉛・錫・アンチモニー・水銀・亞鉛・クロム・マンガン・タングステン・水鉛・ニッケル・白金・雲母・石綿等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要を認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・探掘可能量等を調査闡明し、之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始し既に水銀鑛・明礬石・硫化鐵鑛等の大部分の鑛床調査を完了し、タングステン・水鉛・亞鉛・鐵・ニッケル・安質母尼・鱗狀黑鉛及螢石等の調査も進展し此内水銀鑛は朝鮮特殊鑛物資源調

査報告第一號として殖産局鑛山課より之を發表し、明礬石其の他のものに付ても公表の準備中である。
製鐵業獎勵 昭和十二年九月製鐵事業法施行と共に製鐵業獎勵法は廢止せられたが、朝鮮に於いては從來の通り製鐵事業法の一部を施行し、且所得稅、營業稅の免除其の他製鐵事業法の規定する斯業保護獎勵に關する關係法令を改正し内地と同様の保護獎勵を加へるこゝになつてゐる。

探鑛獎勵 從來金鑛業開發の促進又は産金の増加を圖る爲將來有望を認められる金鑛山又は砂金鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對して補助を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源を開發し國內自給を確立するは刻下の急務として昭和十二年五月金探鑛獎勵補助規則を改正し、其の他銅・鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛等の十四特殊鑛物にも探鑛獎勵補助金を交付し鋭意開發助長に努めるこゝになつた。

金鑛業設備獎勵 産金獎勵の施設として昭和十二年八月府令を以て金鑛業設備獎勵金交付規則を制定し鑿岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して補助「獎勵」金を交付するこゝになつたが更に昭和十三年五月同規則を改正して金鑛以外の銅・鉛・亞鉛・硫化鐵・タングステン・永鉛及ニッケル等の重要鑛物に對しても叙上の設備に對し補助金を交付するこゝになつた。中小金鑛業者の共同施設助成一地帯に群立する中小金山の開發助長の爲の施設を爲す場合補助金交付の制度を設け昭和十二年度より施行するこゝになつた。

主要鑛物及其の概況

イ、金 朝鮮に於ける金鑛床は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・忠清南道・江原道・咸鏡南道に最も廣く分布し、次で忠清北道・慶尙北道・黄海道・平安南道・京畿道・全羅北道・慶尙南道・全羅南道・咸鏡北道の順である。金産額は平安北道・忠清南道・慶尙北道・江原道・忠清北道・咸鏡南道・平安南道・京畿道・全羅北道・咸鏡北道・慶尙南道・全羅南道の順にして、平安北道の産額は全體の約三割を占めてゐる。

砂金は平安南道・咸鏡南道・全羅北道・江原道・忠清南道・京畿道・平安北道の順に分布し、全羅北道・忠清南道が主産地である。

鑛山の著名なものは東洋合同鑛業會社(米國會社)の平安北道雲山金山及大輪洞鑛山株式會社の平安北道大輪洞鑛山で、之に亞ぐものは蕪津鑛山・金井鑛山・光陽鑛山・遂安金鑛・成興鑛山・新延金山・義州鑛山等であつて何れも年産額百萬圓以上を示し、吉祥・尙州・橋洞・小林洪川・樂山・九峰・浩美・完豊・盈徳・笏洞・三成・宣川・發銀・楚山大昌・新興・徳洞等有望なものが多い。

砂金は金堤・稷山・順安・肅川・永興・金馬川等の砂金鑛は何れもドレッヂャーを以て採金しつゝあるが、此のドレッヂャー砂金浚渫は大正六年稷山金鑛(現稷山砂金鑛)に於て操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレッヂャー操業の開始により二隻を算

するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に増加し以上の如く昭和十二年五月末には其の數十五隻を算し、而かも稷山及金堤以外のドレッヂャーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛であるが赤鐵鑛は咸鏡南道利原、黄海道安岳の鐵山・赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黄海道載寧・銀龍・下聖・黃州・兼二浦等の鐵山がある。此等の内兼二浦鐵山を除く外は主として褐鐵鑛を産し赤鐵鑛は少ない。而して右各鐵山に埋藏せられてゐる赤褐兩鐵石の埋藏量は五十%以上のもの約二千萬噸を推定せられ、昭和十一年には六十三萬餘噸を産出し、内三十九萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し二十四萬噸を内地へ移出した。將來重要視せられる鐵鑛は各地に豊富に埋藏せられてゐる磁鐵鑛である。其の主なるものは咸鏡北道の茂山であつて其の平均品位は三十八%程度の貧鑛であるが、大體十億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、且純粹の磁鐵鑛のみであること及鑛粒の大なること等は選鑛容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であるを稱せらる。三菱では目下之が開發に付て諸施設を進めつゝある。此の外咸鏡南道端川郡、忠清北道忠州郡の磁鐵鑛床の外、最近慶尙南道金海郡、江原道襄陽郡其の他に於ても磁鐵鑛床が發見せられた。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を産出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田最も賦存量多く其の他平安南道安州、黄海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億萬噸を

推定せられる。現在鐵道用炭として産出高の約半數を消費せられ、其の他工場、船舶用としても需要がある。又白煙であること、火持の良いこと等の性質を有する爲、家庭燃料として京城其の他の都市に於て歓迎せられてゐる。然し全般的に見て遠隔の地に在る爲、從來其の消化が捗々しくなかつたが最近煤煙防止の必要に迫られてゐる内地各都市に移出せられる傾向がある。且、朝鮮の褐炭は比較的油分が多く、特に高價なパラフィンを多く有してゐるため低溫乾餾なご人造石油工業の原料として適してゐる爲、朝鮮窒素肥料會社（昭和十年三月朝鮮石炭工業株式會社に譲渡す）に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設し、昭和十年設備を二十萬噸處理に擴張し、重油其他を産出し、併せてパラフィン・メタノール・ベークライト等の副製品を産出しつゝあるが、更に同社に於ては昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に年額石炭二十二萬五千噸處理能力ある水素添加による直接液化工場の建設に着手し殆んゞ完成した。無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏されて居り、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられてゐる。而して目下全産額の大部分を産出してゐるのは平壤炭田であるが、此の外咸鏡南道文川、慶尙北道聞慶、全羅南道和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部に於ても稼行されてゐる。右の外有望視せられてゐるものに江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭田があるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が元山附近に火力發電所を建設し已に南鮮一帯に送電を開始してゐるが、其の燃料として同炭田の開発をなして居り、又三陟炭田は三陟開發株式會社が内地の發電所燃料及地元建設に用ゐる石灰窒素、セメント其他の工業用炭とする目的のみに大規模の採炭準備に着手してゐる。

無煙炭は鮮内に於ては微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用せられ火力發電燃料として重要視せられるに至つた。其の他マセック煉炭として機關車用に使せられ、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、最近に於ては人造石油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料としても考究されてゐる。然し最も重要な販路は内地であつて各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として非常に歓迎せられ、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は獨自の立場にあり、之等煉炭原料として移出される數量は昭和十一年度に於て六十萬噸に上つた。

ニ、黒鉛 鱗狀土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に良好である。

鱗狀黒鉛に於ては主要産地は（一）咸鏡北道城津地方（城津・鍾城・新興等の各鑛山等）、（二）平安北道江界地方（大馬々・江界・成章洞・城干孟洞・瞻榮・時中等の各鑛山）、（三）平安北道楚山郡地方（市東・楸谷・車嶺・彦島等の各鑛山）にして、就中江界地方は最も重要な産地をなして居り、之等諸鑛山より産出せらるるものは坩堝或は電極其他のカーボン原料として用ひられて居る。而して江界地方に於ては近來機械選鑛の方法を講ずるに至つた爲め著しく事業の伸展を見つゝあり。猶平安北道には伏木・元玉・碧潼・丹峰等の著名な鑛山も存し、従つて鱗狀黒鉛の産額は漸次國內需要に對する自給の目標に接近しつゝある。

土狀黒鉛鑛山としては山野月明（忠北）・小宮（忠北）咸昌（慶北）馬老（忠北）永興・長興（咸南）价川第

一・价川第二(平南)等が最も著名であつて、戦前に於ては國內需要が僅少であつた爲め主として販路を海外に求めて居たが、數年以前より年産三、四萬噸程度の産額を續け、此の内過半を國內の需要に宛て殘餘を輸出する状態にある。

ホ、タングステン鑛 歐洲大戦勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要が著しく増加した爲、之が発見採掘に従事するもの多く一時盛況を極めたが、大正七年以後市價低落し、加ふるに需要が著しく減少したので、一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末には全部休止するに至つた。然るに近年に到り軍事工業活況を呈するに共に再び回復に向ひ現在では國內自給自足の域に達した。現在稼行中の主なるものは大華・百年・箕州・中川青陽・鯨水・順鏡山・稻葉等の鑛山である。又既知鑛床の中、江原道金剛山附近、平安北道陽德郡陽德附近、忠清北道忠州郡、黄海道谷山郡、牙山郡及忠清南道青陽郡に存するものはその主要なるもので、其の他諸所に發見せられたものも亦少くない。

ヘ、水鉛鑛 水鉛鑛も亦タングステン鑛と共に歐洲大戦當時盛んに採掘されたが、其の需要杜絶した爲休止せられ一時産出皆無となり、大正十四年以後は僅少の産出を見るに過ぎなかつた。最近再び製鋼事業の盛んなるに伴れて採掘者が増加した。其の主なるものは全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であつて、其の産額は殆んど全部を内地へ移出してゐる。

一、産金課新設 近時半島鑛業界の異常なる躍進に伴ひ鑛業關係事務著しく複雑繁劇を極め且現下時局は金を始め重要鑛物の開發増産を要する切なるものあるところ、現在鑛業行政機構を以ては到底之等事務の圓滑なる遂行を期し難きを以て昭和十三年五月二十日新に殖産局に産金課を設置し産金に關する事務は本課に於て之を管掌することとなり。

一六 水産業

水産業の概況

朝鮮は本陸及島嶼を合せて海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富であつて有利の漁場に乏しくないのであるが、古來漁政に關する基礎極めて薄弱であつて、進歩の跡見るべきもの少かつたのであるが、併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且年々相當の經費を投じて各種の調査及試験を行つて其の結果を公表し、新業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・淺海水産物増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助・漁業經營費低減施設補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十二年に於ては漁獲高八千九百九十二萬餘圓、養殖生産高四百五十八萬餘圓、製造高九千三百四十四萬餘圓に上つた。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを舉げれば左の通である。

まいわし 三四、一九三、八〇九^四

めんたい

六、四八三、〇五九^四

水産業

さば	六、〇二三、二一六 ^円	かれい	一、五七六、八五七 ^円
ぐち	四、七六三、五三七	あじ	一、四七一、三九二
かたくちいわし	三、〇〇七、一九〇	たら	一、三五五、九〇四
にしん	二、六八二、〇九三	たい	一、二一五、六四〇
たちうお	二、五四一、二五九	さわら	一、一六〇、八六七
えび	二、一二三、九五〇	ひらめ	一、一〇七、八八七

二九〇

而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するものは、にべ・ぶり・あなご・わかめ・くじら・はも・ふか・ぼら・ふのり・なまこ・てんぐさ・たこ・えいの十三種である。

次に水産製造物中百萬圓以上の産額を有するものを挙げれば左の通である。

素乾めんたい	五、二四〇、七三二 ^円	鹽藏ぐち	一、一九一、六五二 ^円
乾のり	三、九二二、五一五	鹽藏たちうお	一、〇一五、五一四
鹽乾ぐち	一、〇二三、一〇六	いわし搾粕	二五、四三三、四三九
煮乾いわし(煎子)	二、八一三、九三三	いわし油	二六、七八四、四一六
煮乾えび	一、二九五、〇七一	魚粉(フィッシュミール)	四、一八四、五四三
鹽辛めんたい卵	一、五二九、四一八	トマトサーजन	一、五三四、八四七
鹽藏さば	一、三三七、〇六二		

尚百萬圓未満三十萬圓以上の産額を有するものは、煮乾なまこ・鹽藏にしん・わかめ・鹽辛えび・素乾いわし・鹽藏いわし・かに罐詰・いわし味附罐詰・さば味附罐詰・めんたい肝油・てんぐさ・まふの

り・かまぼこの十三種である。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況と相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て主要生産地及製造の状態は例年著しい異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年に制定せられたもので、漁業を分けて免許を受くべき漁業、許可を受くべき漁業、届出を要すべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)、一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖漁業)、一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄せるもの(定所曳網漁業)、一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)、一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を専用するもの(専用漁業)であつて、免許を受けた者は漁業権を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる行爲を排除して免許を受けた漁業を営むことが出来る。尚漁業権に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる漁業を禁止せられてゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾着網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に從つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許可の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業権とはならない、届出づべき

水産業

二九一

漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。漁業の免許の出願及漁業權に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依つて一定の手数料の納付を要し且漁業者は道費として漁業税を賦課せられる。昭和十一年末現在の有効件數は免許九千三百十八件、許可二萬七百四十四件、届出一萬一千四十三件である。

水産業の保護獎勵

イ、水族の保護及漁業取締 全鮮的には朝鮮漁業保護取締規則に基き、地方的には各道漁業保護取締規則に依り水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に従事せしむるに共に、尙本府は昭和三年朝風丸(二二七噸)を建造し全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁船の保護監視に従事せしめたるも、近年蘇聯沿海出漁船増加し拿捕等の事件頻發するを以て昭和十一年新に照風丸(二五七噸)を建造し専ら此の方面出漁船の保護監視に従事せしめ漁業の秩序維持に努めつゝある。

尙近年蘇聯沿海州沖合に於ける機船底曳網さけます流網、かに刺網、めんたい及たら延繩等の各種漁業の好漁場あるも未だ漁場價值明かならざるを以て、昭和十三年北鷗丸(六〇噸)を購入し漁場調査を實施せしめ直接漁業者の出漁指導に従事せしめつゝある。

ロ、水産業に關する團體 從來存在した朝鮮水産組合は全鮮を一區として内鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來つたのであるが、法令上の保護に乏しく、従つて其の基礎も薄弱で事業の遂行にも種々困難の事情があつたので、内地の水産會法に準じ大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し同年四月一日より實施し現在に及んでゐる。而して水産會は道水産會之が聯合組織に依る朝鮮水産會之の二階級に區分され、水産業の改良發達を水産行政の補助機關たるの使命を完うせんことを所期してゐるのである。其の主なる事業としては道水産會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導獎勵事業・講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出獎勵・道水産會事業の獎勵補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋・機關新聞の發刊等で、本府は之に對して大正十二年度以降年額一萬二千圓乃至三萬圓の補助を爲し事業を助成してゐる。尙本會に於ては別項に掲ぐる如く昭和十三年度より水難漁船救濟事業を創始し益々其の機能の發揚に努めつゝあるのである。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受け、て組合員の漁業又は之に關する經營若は救濟に必要な共同の施設を爲すことを目的とするもので、昭和十三年八月末現在の組合數は二百一に達し、殆んご全鮮沿岸に其の普及を見てゐるのである。抑漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に依つてのみ之を期待し得るに言つても過言ではないのであるが從來組合の普及全からず、尙既設組合も雖も經費に乏しく、従つて理事者に其の人を得る能はざる

等の關係で、未だ充分に組合の機能を發揮する能はざる状態であつた爲、大正十一年度以降國費補助の途を開き、漁業組合理事者の給料補助として一箇年五百四十圓を限度とし三箇年間、組合新設の場合に設立費として一組合五百圓の外理事者の給料をも補助することとしたのであるが、各道に於ても之に順應し道費より相當の補助を爲し之が助成に努めてゐるのである。尙大正十四年度からは從來の實績に鑑み設立費補助を廢止し、新に各種共同施設事業に對しても補助することとし、昭和八年漁村振興施設の實施に伴ひ共同施設費補助を擴充し、又昭和四年度からは優良なる理事者を得る爲理事者見習の給料に對しても補助を爲し、更に昭和十一年度から漁村振興漁家更生の指導職員を設置費を補助する等益々漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐるのである。次に昭和五年五月一日から施行せられた朝鮮漁業令に於て、漁業組合聯合會並に水産組合及同聯合會の制度を設けられ水産團體の體系的整備を見たのである。漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道内の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし現在京畿・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平北・江原・咸南・咸北の十道に其の設立を見てゐるのである。而して漁業組合聯合會の消長は直に所屬漁業組合の振否に影響する所大なるを以て、聯合會の役員には最も優秀なる者を得る爲、之が給料に對し國庫補助を爲してゐる。尙此の外に社団法人朝鮮漁業組合中央會が昭和十二年五月に設立せられ正會員たる漁業組合及同聯合會の發達並に事業上の連絡を爲すを以て目的とし、從來地域的關係に因り受けつつありたる事

業上の不利不便は漸次解消せらるることになり今後の活躍には期待すべきものがあるので、之が健全なる發達を爲る爲昭和十三年度より本會の販賣購買改善施設費に對し國庫補助の途を開き本會の事業を助成することとなつたのである。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は保管を營業とする者を以て組織すること認められ、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にあるのである。現在水産組合数は二十に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關にして、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在は咸北・咸南・江原三道の鱒油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鱒油肥製造業水産組合聯合會が設立せられてゐるのみである。

ハ、水産業の指導獎勵 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして當らしめてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度から、海苔牡蠣の増殖獎勵に關しては同二年度から地方費(現在の)に對して國庫補助を行ひつゝあり。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫建設を獎勵し、處理用水の普及を爲る爲昭和二年度から同六年度迄營業者に直接國庫補助を行ひ以て斯業の獎勵に努めたのである。又從來漁業用油の輸入に付ては免稅の特典を有したのであるが、昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるることとなつた爲、漁業者の負擔は急激なる加重を免れ得なくなつたので之を放置するに於ては斯業の進展上大なる支障を來すべきを以て業者の漁業經營費の低減を期すべき施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型燒玉機關の「ダイヤル」化補助、小型燒玉機關

優良化補助、輕油機關の重油機關補助化、機關士養成補助(朝鮮水産會に對し爲す)、燃料油貯藏設備費補助、製氷冷蔵冷凍設備補助、漁船改装費補助、指導員設置費補助(道職員設置費に對し爲す)等を實施したるが、昭和十三年度より更に本事業の完備を期する爲九箇年繼續で重油運搬船建造費補助、漁獲物運搬船建造費補助、漁船修理工場設置費補助、水産團體販賣購買事業改善施設補助等を追加し業者の負擔輕減を圖つたのである。次に地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習・漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖に漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を奨励する等、銳意斯業の發展を期してゐる。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げて年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに従つて、輸移出額も亦累年其の數量を増加し、昭和十一年に於ては検査合格數九百三萬六千餘箇、一千二百七十樽、價格七千七百七十九萬八千餘圓に達するに至つた。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し検査を實施して粗悪品の輸移出を防止したのであるが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ内外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し商取引上顯著なる効果を擧げるに至つた。昭

和二年四月には検査規則の大改正を行つて、全部抽出検査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包装容量の特例を認め從來等級を附けなかつたものに對しても新に等級を附けることとし、又は等級を増し検査立會者を置き、處罰規定を改め、其の他検査の標準等級等を整備した。次で昭和四年五月鰯油を検査品目中に追加すること同時に、之が貯油槽検査をも認め、昭和九年蟹罐詰検査標準を、昭和十一年一月及三月には鯖罐詰及鰯トマト漬罐詰を内地の輸出検査標準に順應せしむるなご専ら品位の統一と聲價の發揚に努むること共に、内鮮二重検査を廢して取引の圓滑を圖り、昭和十二年一月輸向鹽鱒を検査品目に加へ又鰯粉の検査標準を改正し成分分析検査を施行することとなつた。検査は從來税關で行はれたのであるが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品検査所創設せられ検査を掌ることとなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要な所には一定期間臨時検査所を開設することになつて居る。現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・漁大津・城津・遮湖・新浦・庫底・長箭・束草・注文津・三陟・竹邊・浦項・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎮南浦・新義州の二十箇所、西水羅・丑山・鬱陵島・群山・龍湖島の臨時出張所五箇所である。

へ、水難漁船救済事業 朝鮮に於ける漁船數は約五萬餘隻を算するが、過去十年間の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻となり、漁船總數の約五分に相當するが、此の内全損漁船のみに付て之を見るに隻數千三百餘、金額三十八萬圓に達する状態で、之等遭難漁船に對しては、其の都度國費又は道費の支出等に依つて應急的救済の措置は講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲

業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水産業發展の一大障害を爲してゐるので、豫て本府に於て調査研究を重ねた結果水難漁船救済の恒久的對策の成案を得たので、之が實行を朝鮮水産會及各道水産會の共同經營に移し、昭和十三年七月一日から事業を開始する運びを爲つた。本施設に依つて業者は不時の災厄の場合は當該漁船（但し不可抗力に因り全損となりたる場合）の時價に對する三分の二の救済金の交付を受け、速に之が復舊の實を舉揚することを得られ、常に生業に安んじられることになつたのである。尙本事業は漁船の使用より極めて低廉な保険料的醜金（船價に對する百分の一程度）を爲さしむるに共に、國費及道費よりも相當の助成金（年額十五萬圓を以て十年間繼續の豫定）を交付せられるのである。

水産試験及調査

水族の種類・分布状態及習性等を調査して其の有望なるものに對する漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當成績を收めたのであるが、該調査は僅少なる臨時職員を以てし、其の事項の多くは内地の模倣に止り、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行つて、斯業の發展を期するには勢獨立の試験機關を設置するの必要あるを認め、釜山府牧之島に國費に依る水産試験場を設置し、同十一年度を以て其の設備を完成し、着々豫期の事業を遂行してゐる。尙昭和十一年度から清津に北鮮支

場を設けてまゝしていわしの處理に關する試験事業を行ふことになつた。昭和十三年度本場及び支場に於ける試験調査事項の概要は左の如くである。

一、漁撈部

めんたい漁業試験 本試験は朝鮮東海岸の未開の漁場を探查して新漁場の發見に努め適種漁具、漁法の試験を行つてめんたいの増産を圖る目的の下に實施し來つたのであるが、既に東岸一帯に互りめんたいの發生並に成魚生活状態、回游及調査區域の海底形質等を明かになしたるにより本年度は更に新漁場の開發に努め尙漁況豫測方法に付研究を行はんとするものである。

まいわし漁業試験 東海岸に於けるまいわしに付ては關係各道水産試験場と連絡して其の回游状態其の他に付試験調査實施中であるが、更に沖取漁法の完成を目的とし其の漁具漁法の試験を行つてゐる。

西海岸沖合漁業試験 濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帯の海區に於てあじ・さば等の重要魚類の分布、回游並に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁獲試験を實施し、漁場の生産力・漁期・適種漁具・漁法に關する事項を究明して西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとするものである。

漁船試験 沖合漁船の標準型選定に關する試験を實施し又漁船改良に關する講習・講話を行つて優良漁船の普及に努め來つてゐるが、更に本年度より實施の朝鮮水産會の漁船改善事業に對し技術上の指導を行ふこととした。

二、製造部

い・わ・し・處・理・に・關・す・る・試・験　朝鮮漁獲物の大宗たるいわしの有効處理に關する試験を爲すものであつて魚粉の製造に關しては脱脂方法、變質防止方法、壓搾方法、夾雜物の除去方法等に付て試験を爲し、又罐詰の製造に關しては「トマト」漬・水煮の二種に付研究を進める外、新規に唐辛子粉末を配合せる「ベッパースージン」を製造して海外の反響を試み尙搾粕より食料用魚粉又は工業用品の製造及びまいわしの生化學的研究を施行してゐる。

の・り・の・生・理・に・關・す・る・試・験　のり養殖業の健實なる發展に資せんが爲其の生理及病理・餌材料及裝置・青のり驅除・高所干潟地及深所に於ける養殖方法の研究、春のりの品質改善、施肥による促成のり養殖並に胞子着生に關する試験を行つてゐる。

寒・天・製・造・に・關・す・る・試・験　朝鮮に豐産するてんぐさを原料として朝鮮の環境に適する製造方法を工夫考案せんとするものである。

干・潟・地・利・用・に・關・す・る・試・験　朝鮮西海岸の廣漠たる干潟地の利用開發に資せんが爲本年度より新に實施せるものにして先づ一着にかき及あさりを選び、かきに付いては餌料ミ生育及び養殖裝置に關する試験、あさりについては土質ミ生育に關する試験を施行してゐる。

其・他　「フィナンハデー」即ちたら類の燻製罐詰、かたくちいわし油漬罐詰、がさみ罐詰等輸出好望品の創製に關する試験及かたくちいわしを原料とする鹽辛の熟成に關する試験及び各種水産物の内臓利用に關する試験、輸入代用品の製造に關する試験等を行つてゐる。

三、養殖部

重・要・水・産・生・物・生・活・史・調・査　海産並に淡水産魚貝類に付、稚魚貝の採集、産卵調査及採集物の整理を行つてゐるが、生活史乃至幼稚期の形態及生態の判明せるものは既に二百種以上に及んでゐる。漁類に關しては從來の調査研究の結果を取纏め逐次研究報告を印刷刊行の豫定である。

重・要・水・産・生・物・の・種・の・査・定・及・分・布・調・査　水産各方面の根本知識である動植物の種及分布に付ては全鮮に互り調査を行つて居り、其の内魚類に關するものは一段落を遂げ貝類、いか・たこ類及びえび類に就いて目下調査中である。

沿・岸・養・殖・適・地・調・査・及・び・養・殖・試・験　朝鮮沿岸の干潟及淺海に於ける養殖事業の振興を圖るが爲、慶尙南道鎮海灣に於ける基本調査、重要貝類生殖時期調査、あかがいの養殖試験、重要二枚貝の稚貝の研究等を行つてゐる。

鎮・海・養・殖・場・に・於・て・は・こ・い・稚・魚・及・卵、かむるち稚魚の配付、養魚場の設備及作業を利用する淡水養殖に關する實習及現地指導、淡水養殖適地及適種の調査養殖試験を行ひ尙活魚輸送試験に付いては生簀及活魚輸送器等に酸素供給裝置其の他の考案を施し、活魚收容能力及生活力の増進に付て試験中であるが鎮海養魚場に於ても淡水養殖用魚苗の輸送用水に關する特殊の考案を施し、輸送能率上顯著なる効果を收めたので、目下更に其の精細に互り試験研究中で既に實用の域に達してゐる。

四、海洋調査部

沿岸定地海洋観測 朝鮮沿海の海況調査に資するため、引續き全鮮沿岸三十五箇所にて施行する観測成績を月々本場にてこりまごめ、月刊海洋圖に掲載發表す。
近海海洋観測 調査船鸚丸に依つて、左記の観測を行つてゐる。

(一)對馬海峡東口定期横断観測 (二)南西近海海洋調査 (三)まいわし産卵場並に産卵期調査。
海潮流調査 海潮流の流向及強弱は沿岸漁業に大なる關係があるから、前年に引續き潮流計に依る観測及投瓶調査を施行す。

浮游生物に關する調査 魚類の回遊と浮游生物の關係並に重要魚類の産卵場・産卵期を知る目的を以て調査船に依り卵及稚魚其の他浮游生物の採集を爲し、又地方水産試験場より資料を蒐集して調査を繼續してゐる。

魚類回遊調査 重要魚類の回遊経路並に其の範圍を知る爲、地方水産試験場と連絡して、まいわし・ぶり・めんたい・さば・たら・にしん等の標識放流を行つてゐる。

朝鮮近海海洋圖編輯 朝鮮近海の海洋状態並に漁況を速かに周知せしむる爲、毎月一回其の月初の海洋観測成績並に沿海漁況の概要を記載發行する。

水産業の發展

一、日本海方面 日本海に面した豆満江口から釜山港に至る東海岸は、海岸線の延長約二千軒に達し砂

濱懸崖相連つて好箇の沿岸漁場を形成してゐる。潮汐の干満は微少であるけれども水深くして魚族の滞留に適し、且リマン海流は北から寒帶性魚族を送り、對馬海流は南から温帶性魚族を齎して、魚族の分布を豊富ならしめ、漁利殆んご無盡藏と稱せられてゐる。此の沿岸に於ける漁業發展の状態は併合以來頗る顯著であつて従來咸鏡南道のめんたい、江原道のいわし・あわび及慶尙北道のにしんの外見るべきものなかつたのであるが、内地人の移住増加と共に漁具・漁法を改善し、最近に至つてはいわし・さば・たらの各漁業亦著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進歩を示し、産額いわし搾粕二千五百四十三萬圓、いわし魚油二千六百七十八萬圓、鹽藏さば八十二萬圓に達し、特にいわし漁業は將來益々發展の氣運に在つて稍衰退しためんたい漁業に代つて一層の勢を呈してゐる。

二、多島海方面 釜山港から木浦に至る南海岸は大小の島嶼點在し、其の沿岸は犬牙錯雜岬灣相交つて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以内であつて漁具の使用に便なるばかりでなく、寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かであり且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易である爲、漁獲物の集散至便であり、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・巨濟島近海のあじ・さば漁業の如き、鎮海灣附近のたら、かたくちいわし漁業は羅老・青山・所安・巨文の各島近海のさば・たい・さわら・はも漁業の如き、黒山島及濟州島沖に於けるあじ・さば・にべ・たい漁業の如き汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸各地ののり養殖、漁業等は近年大に發展し、尙開拓の餘地豊富であつて、斯業の將來は蓋し刮目に値するものがある。其

の製造品も頗る豊富であつて、就中統營・麗水地方の煮乾いわし、濟州島の乾あわび及あわび罐詰、汝自灣の乾えび、木浦の海藻類は其の主なるものである。即ち慶尙南道の煮乾いわし(煎子)二百三十萬圓に達し、たらは五十五萬圓、同製品五萬圓に上り、全羅南道に於てはのり・ふのり・わかめ・てんぐさ等の海藻四百七十四萬圓を算し、南海岸水産物の大宗となつてゐる。

三、黄海方面 木浦附近から鴨綠江口に至る西沿岸は河口・濤灣・潟洲・礁脈・淺灘及群嶼相連つて海岸線の出入甚しく、海底は遠淺であつて黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干満の差大であつて、三十尺に達する處もあり、冬季温帯性魚族の滞留には適しないが、其の他の時期に於てはぐち・たい・さわら・あじ・さば・にべ・ひら等群來して年々豊魚を續けてゐる。西海岸漁業が今日長足の進歩を遂げたのは本府及各道の奨励と内地通漁者の鮫鱈網漁業を普及した結果であつて、就中全羅南道の七山灘、忠清南道の煙島近海、黄海道の延坪灘及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい・さば・いわし・にしんを匹敵し、南海のたいを合して朝鮮海六大漁業の一と稱せられ、盛漁期に於ては全羅北道於靑島附近から黄海道延坪島に至る間七、八百隻の漁船幅輳して一大壯觀を呈し、其の産額四百七十五萬餘圓にも達する。尙此の方面に於てはのり・かき・あさり・はまぐり等各種種類の養殖に適する場所多く、本府は昭和二年以來此等の増殖奨励補助を施行し來つた結果、近年著しく養殖面積の増加を見るに至り、此の沿海一帯の干潟地利用養殖事業の將來は期して俟つべきものがある。

水産業の改良

水産業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、殊に東海岸のまいわし巾著網漁業及南鮮のまいわし巾著網漁業に於ける飛行機に依る科學的搜查の充實、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の人工増殖奨励、需給の調節及産額の増進、内地人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の奨励等である。

一、漁業 漁船、漁具及漁法の改良普及に關しては極力指導奨励を爲した結果、朝鮮人漁業者の優良な内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ、漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網巾著網・揚線網・小臺網等を經營する者漸次其の數を増加して來た。内地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎなかつたのであるが、昭和十二年末に於ては二萬八千三十隻を算し、實に二萬四千四百二十八隻約七、七倍の増加を示してゐる。

二、養殖漁業 漁業の奨励と同時に水産物濫獲の取締を爲して其の蕃殖を保護し、更に進んでは人工増殖と需給の調節を圖る目的から養殖漁業をも奨励してゐる。本府及各道に於てはわかさぎ・こい稚魚の配付、かき・のり等の養殖試験を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適

地を調査中であり、一方のり・かき・あさり及はまぐりの養殖事業の有望なるに鑑み、之が奨励補助を爲し企業の促進を圖りつゝあるのである。現在民間事業として最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黄海道管内に於けるのり養殖であり、之に次ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道のかき養殖であつて、その他南鮮地方のうなぎ養殖も規模は大きくはないが、成績は見るべきものがある、昭和十二年末に於ける養殖面積は二億八千六百九十八萬九千六百四十三平方米に達し、其の收穫高は四百五十八萬圓餘に上つてゐる。

三、水産製造業 従來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除いては規模小なく産額も僅少にして素乾鹽乾・鹽藏・鹽辛等鮮内向のものにして而も品質粗雑にして見るべきものなかつたが、近年漁護物の増加と共に其の製造利用方法等に付極力指導せる爲、製品の種類産額は逐年増加し各種罐詰類・魚粉・魚油・各種乾製品・鹽藏品等の製造高は昭和十二年度に於て九千三百四十四萬七千餘圓に達した。此中最も大なるは朝鮮東海岸に饒産する大羽鱈を原料とするものにして罐詰・鹽藏鱈・鱈粉・鱈搾粕・鱈油等に質は改善統一され廣く内外地に販路を得るに至り朝鮮の外國貿易上重要な位置を占めてゐる。

四、内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るの間盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝

鮮沿岸に通漁するものは著しく減少されつゝある。

五、内地漁民の移住及漁村經營 内地漁民の移住は關係内地府郡の奨励と通漁の發展とに伴つて、南鮮地方から漸次北鮮地方に普及し、邊陲の地も團體移住又は單獨移住者は少くない。

六、水産業の指導奨励に關する技術員配置 韓國併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳も多少の増員を行つて、昭和十二年九月現在に於ては國費に依る技術員は本府十八人、地方廳二十二二人、本府水産試験場二十二二人計六十二人、道費に依る技術員二百餘人であつて、朝鮮水産業の現状から見るときは猶十分は云へないが、夫々水産に關する各種の調査試験及指導奨励に當つてゐる。

七、水産教育 水産の開發は漁業者の知識技能に負ふ所少くないのであつて、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外、道費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良な當業者の養成に努めて來た。現在水産學校としては咸鏡北道清津公立水産學校・慶尙南道の統營公立水産學校・全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍岩浦公立水産學校・黃海道龍湖島公立水産實習學校の五校である。又水産傳習講習は道に依つて其の方法を異にするのであるが、漁業傳習に付ては大體一定期間講習船に乗組ましめ、實地に就いて其の漁具の使用及漁法を授け、製造傳習講習に付ては一定期間講習地を定め又は巡廻的に之を行ふものであつて、此等の修了生に對しては成るべく共同して水産業を経営せしめる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其

の技能を發揮せしむるに努め、漁村の中堅たらしむることを期してゐる。此等は概ね地方の模範漁民として漁村の開發に寄與する所少くない。

一七 神社及祭祀、宗教

神社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し此等の成規に遵由して神社を創立せるもの五十三に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は三百十八所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮(京城南 山鎮座)は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮座祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝことに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社(京城倭城 臺鎮座)並に龍頭山神社(釜山府辨 天町鎮座)の兩社をば國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社(大邱府達 城町鎮座)並に平壤神社(平壤府慶 上里鎮座)をも國幣小社に列格仰出された。

宗教

一、宗教の概況 佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年であつて、爾來百濟・新羅を経て高麗朝の末に

至る迄は大變隆盛を極めて來たが、其の反面頗る餘弊が出來たので、李朝に至つては之を庇護したこともあつたが、概ね佛教排斥の方針を執つて、寺額を減じたり寺刹の土田藏獲を官沒したり又は度僧の制限を行ふ等年を逐うて抑壓を加へて來た爲教勢甚だ衰えて、多くは荒廢に歸したのであるが、李太王三十三年の宣言に依つて信教の自由が許され、明治四十四年九月寺刹令施行と共に傳法布教等の宗教的活動を公認され、寺刹の財産は始めて完全に保有することが出來たので、數百年來衰えて來た佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈して來たのである。爾來各寺刹は布教所を設置して、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立して漸次講學布教の發展を見るに至り、現在本寺(本山)三十一、末寺一千三百五、布教所二百七十九、僧侶五千六百七十六、尼僧九百七十二、信徒十九萬四千百餘人を數ふる狀況である。朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運に従ひ種々併立したが、李朝に於てはその合派滅宗を圖り世宗六年遂に禪教二宗を爲して今日に至つては多く兩者を併稱するに至つた、内地神道各派中最も早く朝鮮の布教に着手したのは天理教であつて明治二十六年である。現在は天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教及御嶽教の十派である。以上各派を通じて布教所二百九十九、布教者五百八十九、信徒九萬一千七百餘、内朝鮮人一萬六千四百餘人である。内地佛教の朝鮮に於ける布教は大正十五年眞宗大谷派系の僧侶奥村淨信が釜山に來たのがその創めである。其の後文祿の役に遭ひ同派の布教も亦其の跡を絶つたが、明治十年淨信の後裔圓心等が再び釜山に開教し又同十四年には日蓮宗の渡邊日運も釜山に會堂を建て、同二十八年には眞宗本願寺

派、同三十年には淨土宗等の諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年年増加するに至つた。現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃檗宗及天台宗に屬する二十八派であつて寺院百二十二、布教所五百六十七、布教者七百六十七、信徒三十萬三千七百餘、内朝鮮人一萬五千四百餘人を數へるのである。

基督教は十八世紀の中葉朝鮮から清國に使した者が北京から歸朝する時に天主教の聖書を輸入したのが濫觴である。其の後李朝正祖王の八年政府から嚴禁されたものにも拘はらず、更に再燃したこともあつたが、遂に其の旺盛を見ることを得ず、憲宗王の二年佛國人が竊に京城に於て布教に従事し、京畿忠清兩道に互つて教旨を傳へたが政府の迫害依然として止まなかつたのである。斯うして李太王の十年に至り大院君勢力を失墜して、政治上の關係を絶つに及んで基督教に對する取締も漸次寛大になつて、同王の十九年以後歐米諸國との外交關係が成立してから天主教も亦教勢を回復して、爾來漸次隆盛になり、又露國正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年に開始されて、日露戰役の際一時傳道を停止したが其の後復興した。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし次で翌年には更に同派の宣教師並に美監理派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。爾來諸派教宣教師の渡鮮年と共に多くなつて現在外國人の關係して居る教派は朝鮮耶穌教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶穌再臨教・東洋宣教會・救世軍・基督教會朝鮮宣教會・基督教五旬節教會及基督教會の九派である。

又内地人新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣して、最初釜山に教會を設立して傳道を開始し、同年又日本メソヂスト教會・日本組合教會も渡來したのである。現在は以上の外にきよめ教會・日本聖教會及基督教同信會がある。又一方朝鮮人側を見るに大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織した、又同十一年日本組合基督教會は其の經營方針を變更して、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任することになつて京城に朝鮮會衆基督教會を設立したのである。尙他に神の教會及基督の教會がある。爾來各派も其の教旨の宣布に努めて相當發展しつつある有様である。以上新舊各派を通じて現在布教所五千四、布教者三千九百三十六、内外國宣教師四百六、信徒内地人七千餘、朝鮮人四十九萬二千餘、外國人二百餘、合計四十九萬九千三百餘人である。

二、宗教團體の社會事業 宗教團體の社會的施設に致しては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。内鮮佛教團體の經營する主なるものを舉ぐれば、専門程度の學校一、中學程度のもの四、初等程度のもの七、幼稚園五十二、講習所及書堂二十八箇所である。又隣保救濟の事業としては眞宗大谷派の向上會館・淨土宗の和光教團・共生園・曹洞宗の福壽會・京城・仁川・大田・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・平壤佛教廣濟會及羅南旅行病人救護所がある。基督教の事業は多く外國宣教師に依つて經營され、新舊各派を通じて學校は専門學校四、中學校四、高等女學校六、實業學校二、小學校三十四の外、専門

中等並に初等程度の男女各種學校百七十八、幼稚園百九十一、講習所及書堂百八十である。又特殊の學校としては盲啞學校一箇所を經營してゐるのである。醫療事業には監理及長老聯合の世富關憫病院外二十四箇所病院並に海州に於ける肺結核療養院・麗水・達城・東萊の各地に癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても治療を行つて居るのである。其の他社會事業には天主教の京城・仁川・大邱の孤兒院・平壤・大同・鎮南浦に於ける養老院・朝鮮耶穌教長老會の養老院・孤兒院・基督教朝鮮監理會の京城泰和女子館・公州中央嬰兒院・聖公會の聖彼得孤兒院・救世軍の育兒ホーム・女兒ホーム・婦人ホーム等があるのである。

一八 警察

治安 狀況

朝鮮の治安は大正八年三月一日に起つた騷擾事件後一時平靜を缺き不安の氣四方に漲り、屢々兇暴行爲が敢行せられたが、其の後警察制度の一大改革を行ひ、銳意警察諸般の施設を整備し、且つ警察力を充實したので不穩な事件漸く跡を絶ち、時日の経過と共に一般民衆も迷夢から醒め、曾て不逞行動に參加したる者にも前非を悟つて官憲に歸する者が續出したのであつた。當時の不逞企畫乃至之に關聯する各種の犯罪事件は在外不逞者の使喚煽動に原因したものが多かつたが、鮮内の人心が安定するに共、國外に於ける不逞團の聲望も衰へ、辛うじて餘喘を保つに過ぎないやうな状態に陥つた。さうして大正十年以降内外の形勢一變して著しく平穩になつたのであるが、ただ國境地方だけは對岸に根據を有する匪賊の出沒が尙絶えなかつた。然しこれも大正十四年六月支那官憲との協定成立して以來支那官憲の誠意ある取締と一面國境警備の強化によつて徹底的に掃蕩せられ、殆ど其の影を絶つに至つた。然るに昭和六年九月十八日滿洲事變勃發以來國境對岸一帶に互り匪賊の蠢動往年の狀況に復歸し朝鮮軍警の越境討伐に依り稍々安定を見たるも毎年草木繁茂期に至るや盛に活動を開始する状態なる爲め朝鮮軍派遣部隊及滿洲國軍の大部隊をして大討伐を爲さしめ其の根據地を壊滅したるを以て各匪團も大打撃を受け一

時匪害著しく減少し小康を得たるも其の後全滿各地に分散せる共產匪軍は之が統合強化の爲昭和十一年東北抗日聯軍を組織し次いで其の優勢を利し兵匪、鮮匪等の大小匪團に呼び掛け之等を其の傘下に加へ逐次之を共匪化せるを以て勢力漸次増大し匪害亦漸増せるが匪勢は北部滿蘇國境三江省及南滿東邊道一帶の地區に於て猖獗せるに鑑み滿洲國軍警及關東軍の討伐は隨所に嚴行せられ、朝鮮側に於ても匪賊情報の交換越境共同討伐等適時緊密なる連絡の下に國境地方の肅正に協力したるを以て着々實績を擧げ匪勢漸く衰へ來れるも匪團の兇暴行爲は依然繼續され、殊に支那事變發生以來好機至れり爲す彼等の策動は各方面共著しく活氣を呈し巧に討伐部隊の銳鋒を避けつゝ所在に出没し反滿抗日共產主義的運動を激化せる等形勢樂觀を許さざるものありて昭和十二年中に於ける對岸匪賊の出没は三、九五四回、延人員二二八、四〇九名、被害殺人二九五名、傷害二六〇名、拉去二、八二〇名にして出沒回数に於て減少せる外他は何れも激増を來せる等今後共匪情惡化の傾向あり國境警察官は其の鎮壓防備に寸隙もなき状態に在り。

定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。昭和十二年末の警察職員は左

事務官	警視	警部	警部補	巡查	計
一三	六	四九	八五	一九二七	二〇、六四三

警察區劃

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎として、一府郡に一警察署設置を原則として居るのであるが、地方の事情に依つて二警察署以上を配置して居る所もあり、現在二百三十八府郡島に對して二百五十四の警察署を配置して居る。警察署管内には派出所駐在所を設けてある。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置いて居る。駐在所は原則として一面一駐在所主義に據つて居るが、地方の事情に依つては一面に二箇所以上設置して居るものもあり、現在二千三百七十七邑面に對して二千三百三十二箇所の駐在所二百四十二箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點百九十七箇所に警察官出張所を設置して居る。

警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官若は警察吏たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關であつ

て、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は将来監督者たらんことを對して徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居り、其の修業期間は九箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は将来特種勤務に従事せんことを對して其の徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的として居つて修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡查に對して警察官に必要な訓育教養を施すのである。各道の巡查教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡查の教養機關になつて居る。

一九 衛生

併合以來總督府は總督府醫院(昭和三年六月より京城帝)、小島島慈惠醫院(昭和九年十月より小)の外、各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を奨励し、傳染病及家畜傳染病の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關の充實と社會衛生の進歩を圖つた。

醫療機關

昭和十二年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫療機關表 (其の一)

種別	公費		官公署		開業醫		其他		計		限地	衛生	對一人 對する 人々口	對一人 對する 人々口
	道	費	奉	職	計	計	計	計						
京畿道	51	11	170	192	33	583	6	241	263	2,633	9,086	1	1	1
道内	11	1	130	142	33	294	6	241	263	2,633	9,086	1	1	1
計外	5	1	49	52	12	188	2	85	107	1,070	4,072	1	1	1
計	67	3	249	286	78	1,065	14	569	1,152	11,411	40,244	3	3	3

衛	道						
	合計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道
生	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内
國費道費計	五、七〇六	三、五五五	三、七〇四	三、七〇二	三、〇〇二	三、〇〇一	三、〇〇四
官公署	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
開業醫	一、七〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	三、七〇六	三、五五五	三、七〇四	三、七〇二	三、〇〇二	三、〇〇一	三、〇〇四
限業地	三、七〇六	三、五五五	三、七〇四	三、七〇二	三、〇〇二	三、〇〇一	三、〇〇四
醫生	三、七〇六	三、五五五	三、七〇四	三、七〇二	三、〇〇二	三、〇〇一	三、〇〇四
對人	七、五三三	四、三三六	七、六三四	一六、六三三	九、一四〇	四、五〇一	八、六六一
對人々	五、六三三	二、五三七	二、九三七	五、八二六	四、三三五	四、三三三	八、〇六

衛	道						道別
	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道	
生	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内
國費道費計	三、〇〇六	三、〇〇二	三、〇〇七	三、〇〇三	三、〇〇九	三、〇〇四	三、〇〇四
官公署	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
開業醫	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
其他	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	三、〇〇六	三、〇〇二	三、〇〇七	三、〇〇三	三、〇〇九	三、〇〇四	三、〇〇四
限業地	三、〇〇六	三、〇〇二	三、〇〇七	三、〇〇三	三、〇〇九	三、〇〇四	三、〇〇四
醫生	三、〇〇六	三、〇〇二	三、〇〇七	三、〇〇三	三、〇〇九	三、〇〇四	三、〇〇四
對人	八、五九四	一、四六〇	一、三九八	一、四七七	一、三八四	一、九〇九	一、九〇七
對人々	四、五五五	六、五〇〇	九、四六一	一、四三四	七、七九七	六、三六七	六、三六七

對人 醫生
對人々 醫生

道	江原道		平安北道		平安南道		黃海道		慶尙南道		慶尙北道		全羅南道	
	計外	計内	計外	計内	計外	計内	計外	計内	計外	計内	計外	計内	計外	計内
衛生	五	一	四	一	一	五	一	一	一	一	一	一	三	一
	七	九	八	五	四	二	五	三	三	六	三	三	九	七
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	三	一	三	六	四	三	七	四	七	四	三	二	七	九
	七	九	八	六	三	五	一	七	六	一	三	七	六	七
	四	一	三	三	五	七	九	五	四	三	一	二	四	一
	四	六	元	九	一	六	七	六	五	五	九	一	四	八
	三	一	二	五	一	四	一	一	一	一	一	二	二	三
	三	一	六	八	一	六	七	六	三	五	一	六	九	七
	六	三	四	三	三	三	一	九	七	六	三	七	六	六
	四	一	三	四	一	七	七	八	四	三	三	五	二	八
	四	五	九	一	六	四	一	九	七	六	三	七	六	三
	七	二	六	七	一	八	六	三	七	四	一	四	二	九
	二	二	七	一	六	七	四	七	四	一	四	一	三	七
	一	一	一	三	五	八	三	三	三	三	一	三	三	六
	七	七	四	四	四	二	一	九	一	一	二	九	二	六

三二二

道	全羅北道		忠清南道		忠清北道		京畿道		道別
	計外	計内	計外	計内	計外	計内	計外	計内	
齒科醫師	二	一	一	一	一	一	一	一	官奉
	七	八	元	七	七	三	二	二	開業
	一	一	一	一	一	一	一	一	其他
	九	八	三	七	元	四	二	三	計
入産婆	二	六	五	四	五	九	七	五	官奉
	五	一	五	五	一	五	八	一	開業
	七	二	六	五	三	四	三	二	其他
	一	一	一	一	一	一	一	一	計
看護婦	三	二	三	五	九	六	六	四	官奉
	六	一	七	六	一	五	四	三	開業
	七	一	六	五	五	六	一	九	其他
	六	一	五	三	四	二	二	七	計
按摩術	七	一	六	五	五	六	一	九	官奉
	六	五	三	六	一	六	八	四	開業
	四	一	三	六	六	五	四	一	其他
	四	一	三	六	六	五	四	一	計
灸術	三	一	三	六	九	五	四	一	官奉
	六	一	七	一	三	四	一	一	開業
	一	一	一	一	一	一	一	一	其他
	七	七	四	四	四	二	一	五	計

同 上 (其の二)

備考 醫師・限地醫業欄の數は公醫を含む。
 醫師其の他欄二五九名中には未開業醫並休業醫四八名を含む。

三二二

口約七千五百三十三名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならぬのである、之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外、大正十二年に醫師規則第一條の規定に依りセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖つたのであるが、尙優良なる醫師養成の要を認められたので、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所(昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格)を指定したのであるが、朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠である。齒科醫師は昭和十二年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に八百三十七名を算するに過ぎず。齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずることが出来ないで、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるのであるが、同營業者は専ら技工に従事し、醫術の素養が無いので、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學學校(昭和五年一月京城齒科醫學專門學校に昇格)を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるのである。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるので、邊陲の地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限つて醫業又は入齒營業を免許しつゝあるのである。都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見つゝあるのであるが、僻地に於ては僅に道立醫院の巡迴診療等に依るに過ぎなかつたので、大正三年四年公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむるに共に、各官廳の衛生事務に従事せしむるこ

こゝしたのである。現在定員百八十三名であつて、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝあるものであるが尙將來増加の必要があるのである。

二、**醫生** 醫生に二種ありて、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。朝鮮人は主として此等の醫生に依つて醫療を受けつゝあるのみであるから、醫生は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一であつて之に醫術の教養を施すことは重要なことであるので、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあるのである。

三、**産婆** 從來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介補を嫌忌せし爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたのであるが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。内地人産婆は漸次其の數を増加するも、多くは都會地に開業し、僻地に於ては殆ど其の影を見ざる状態であつたので、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定するに共に、各道に於て産婆試験を行ひ、以て其の増加を圖りつゝあるのである。

四、**看護婦** 醫師・醫院の増加に伴つて看護婦の需要漸次増加し來つたので資格を限定し、且業務上の

取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、内鮮其の資格を共通し、産婆も共に前記各醫院及官公私病院に於て之が養成を爲すの外、各道に於て試験を施行し之が増普及を圖つて居る。

五、種痘衛生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したのであるが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘衛生に改めた。

藥品取締

一、藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦嚴重に取締を爲したので、朝鮮刑事令の勵行に相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つたのである。然し

ながら之と共にモルヒネ類の注射服用を行つて阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に譲らざるものがあるので、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へたが、尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點があつたので、同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了しない者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶つに至らなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸デアセチールモルヒネの製造賣下を爲すこととし、以て麻藥類の取締を一層嚴にしたのである。更に昭和十年四月朝鮮麻藥取締令を制定し更に取締の完備を期しつゝある。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつゝある。

二、藥劑師 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數であるので藥種商を許可し、漸く藥品需給の圓滑を圖つたけれども、藥品に關する知識に乏しく危険少くないので、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつゝあるも、同十二年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に四百七十二名に過ぎないのである。

飲食物及其の他物品の取締

飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則・衛生上有害飲食物及有害物品取締規則・清涼飲料水及氷雪營業取締規則並メチール・アルコール(精)取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつゝある。

昭和十二年中に於ける衛生試験件數左の如し。

記

品名	件	適	否
藥品	一一、八一七	一一、六三八	一、一七九
賣藥	五、六一五	三、九二二	一、六九三
水	一四、八八六	一〇、八三九	四、〇四七
酒類	五、八三八	四、八五三	九八五
氷及氷雪・清涼飲料	五三、九七三	四七、四二五	六、五四八
牛乳及乳製品罐詰類	五、三五一	三、四八五	一、八六六
飲食物器具類	二六、三〇一	一八、四〇九	七、八九二
雜類	五、六〇三	四、五一四	一、〇八九
計	一三〇、三八四	一〇五、〇八五	二五、二九九

屠場及屠畜

屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至つた。昭和十二年末に於ける屠場數は千三百七十七箇所、昭和十一年中の屠畜總頭數は六十四萬二千六百六十五頭である。而して屠畜中最も多いのは豚の三十五萬一千六百四十六頭で、之に亞ぐのは牛の二十八萬六千六百四十九頭である。

牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うるこゝが少く、唯内地人又は外國人に於て需要せらるゝばかりであつたから、何等法規の存するものがなかつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲、明治四十四年該規則を發布し、爾來之を勵行してゐる。昭和十二年末の搾乳營業者は百三十六名、乳牛飼養數は千九百六十四頭で、同年中に搾取販賣せる量は三百一萬八千九百五十四立である。

汚物掃除

汚物掃除に關しては從來府邑面に於て勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致して來た結果、今では都鄙共に進んで之を行ひ、便所・井戸・

下水の改修も亦此の機會に著々實行せられ、衛生状態は逐年面目を改めつゝあるが尙之が完璧を期する爲昭和十一年六月汚物掃除令を發布し昭和十二年十月一日より之を府に施行の筈である。

上 水

一、水道 一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及道費及道費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめて居る。

現今水道の設備あるは京城府・仁川府・開城府・永登浦邑・北面・清州邑・大田府・公州邑・江景邑・論山邑・天安邑・鳥致院・群山府・全州府・裡里邑・木浦府・光州府・麗水邑・順天邑・高興面・羅老島・莞島面・大邱府・金泉邑・浦項邑・慶州邑・釜山府・晋州邑・統營邑・馬山府・三千浦邑・密陽邑・東萊邑・固城邑・鎮海邑・金海邑・蔚山邑・海州邑・載寧面・延安面・黃州面・平壤府・鎮南浦府・安州面・新義州府・義州邑・宣川邑・江界邑・春川邑・鐵原邑・平康面・通川面・咸興府・興南邑・元山府・衛益面・洪仁面・波道面・清津府・羅南邑・城津邑・會寧邑・雄基邑の六十三箇所なり。

二、公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を地方費に移し、爾來益々其の改善を加へ、各地水質検査と相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至つた。

傳染病豫防

朝鮮に於ける傳染病に就いては古い記録がないので之を詳にすることが出来ぬが、かなり流行して民心を脅威し且被害激甚であつたことは、其の傳はる迷信・傳説等に依つても想像し得られる。舊韓國政府は光武三年(明治三十二年)傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり且施設の見るべきものなく甚だ幼稚なものであつた。其の後委任統治となり、日韓併合となりて以來傳染病豫防令其他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、稍其の形體を備へるやうになつた。然し民衆中には尙種々の迷信に囚はるゝ衛生思想の低級者多く、從來動もすれば豫防處置を忌避し往々之に反抗する者等があつて防疫上障礙を受けたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし疑似症及病原體保有者の措置に關する規定を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施するに共各般の施設改善及取締の勵行に努めつゝあるので漸次面目を一新する状態となつた。

一、コレラ 流行の歴史極めて古く、李朝に入りても、大小の流行を繼續し、就中成宗・中宗・正祖の朝等には殆ど全域に亘る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したるこゝがある。併合後に於ても昭和十年迄二十五箇年間に於て十五箇年に亘りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四千二百十一人、死者二萬七千六十人を出したが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人、保菌者千七十七人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬

三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出した。

鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港の一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府に於ては例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期として、沿海及國境地方民に豫防注射を實施するに共に、海港檢疫の嚴行に努めるのであるが、支那及滿洲の衛生狀況は容易に之を知り難く、而も内鮮滿支間に於ては下級船舶の交通頻繁にして更に北方一帶國境を接するを以て、警戒線の間隙に乗じ不慮の侵襲を蒙る狀況である。一朝之が侵襲を見んか衛生施設の不完全及民衆衛生思想の缺如は忽ち流行を増大せしむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲、活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付するに共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

二、痘瘡 本病は古來一般朝鮮人の間には人生の免るべからざる災厄であるに迷信が行はれ、毫も豫防の方法を講ぜないばかりでなく、種痘施行の命を受くるや徒に疑懼の念を抱いて之を避忌するの狀況であつたから、大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、豫算及警察官署に於ける従事職員の能力の許す限り大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見たが往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行を惹起する事例もある。この種痘の徹底を期するに共に防疫の最善を盡してゐる。

三、赤痢・腸チブス 本病は到る處に其の病毒潜在し、四季を通じて小流行を起すので豫防宣傳活動寫眞の映寫竝に衛生講話、ポスターの配布等凡有方法に依り民衆思想の啓發に努めるに共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる、又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府に於ては昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を收めて居る。

海港檢疫

海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、疆外より來る船舶に對して之を行ふものであるが、常時に於て檢疫を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基及羅津の十二港である。

痘苗製造

痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

慢性傳染病

慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

一、癩 癩患者は昭和十二年十二月末調査の結果に依れば其の數一萬三千七百八十六人を算してゐる。而して之が療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所に外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は昭和八年度迄は七百七十人の收容定員であつたが、朝鮮癩豫防協會より患者三千人を收容するに必要な土地建物其の他の設備を整へて寄附したので、昭和九年度官制を改正して大擴張を行ひ、新に二千人を増加し昭和十二年度に於ては更に一千人を増加して、收容人員四千七百八十三人の大療養所となつた。

私立療養所たる大邱癩病院に六百六十一人、釜山相愛園に六百九人、麗水の愛養園に七百十一人を收容してゐるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲して居る。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より娵集し、癩部落を形成し、相助會を設け居る狀況であるから此等患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむるに共に救済を爲してゐる。

二、結核 朝鮮に於ける結核病蔓延の程度は未だ充分明かでないが死亡届等に依り統計表に現はれたものゝみでも昭和十二年中の本病死亡者數は一萬六百五十二人を算し之を内地に比すれば寡少低率であ

るが之は朝鮮に於ける醫療機關の現状其の他の事情から見ても結核として表はれないものがある關係で内地の割合を以て推算すれば朝鮮に於ける一箇年の結核死亡者數は約四萬人、患者數は四十萬人に達するものと思惟せられ之等の大半は社會の中堅たる青壯年者にして國民保健上齟らしつゝある慘禍の大なるは勿論産業・教育・國防等に及ぼす影響尠からざるは洵に寒心に堪へざる次第である。

結核の豫防に關しては大正七年の結核豫防に關する府令を發布し病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが本病豫防の如き社會的事業は官民協力の必要あるに鑑み本府は曩に結核豫防協會の設立を提唱したる處多數官民有力者の賛成に依り昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發に寄與しつゝあるが漸次社會的事情に適應した豫防施設を進むる様對策を考慮中である。

地方病

朝鮮に於ける地方病は肺デストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺デストマは古來疆内各地に浸潤し害毒の大なるものがあつたが、本府は大正十一年より十二年に互り各道をして本病の分布其の他の基本調査を實施させた結果、豫想外多數の患者を發見し、本病の蔓延は一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因するものであることを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染経路を示した活動寫眞映畫を調製し、各道に配付し、其の他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努むるこ

共到大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發して、之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來たが、其の後十年を閱して蟹類生食の危険が周知せられ、肺ヂストマ患者は漸次減少を見るに至つた。此等蟹類は火食するに於ては人體に肺ヂストマを感染せしむる虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價値が少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して、其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむるに共に、蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

家畜傳染病

家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類で牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢々國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚だ大である。仍て本府では夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期するに共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液

及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し検査を施行することとし、以て病毒の侵襲に備へたのであるが、時勢の變遷技術の進歩につれ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じた爲、昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令を制定し、同七年九月同令現行規則を發布して同七年十一月一日より施行し獸疫豫防令を廢止したのである。而して此等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名其の他の道に在りては各一名の專任獸醫務囑託を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員を協力して防疫に努め、更に同十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を増員して順次防疫機關の擴張を圖り、又同十五年度よりの新規事業たる國境牛疫免疫地帯構成實施の事業たるや、牛疫ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するもので、其實績如何は實に世界に於ける斯界の齊しく注目する所であるから、同年度より更に八名の技手を平安北道・咸鏡南北道に配置し、關係技術員を協力して注射施行の任に當らせるは勿論、滿洲方面よりの密輸入牛の取締・斃牛檢案の勵行、其の他一般防疫事務に従事せしめたる結果、漸次家畜傳染病の發生は減少しつつあるが、更に昭和十二年度に於ては家畜防疫機關の充實の爲本府及平安北道に專任技師各一名を増置し以て家畜防疫の強化を計つた。又昭和十二年度には慶尙南道に流行したる家禽ペストの防遏の爲之れを法定傳染病に加へて豫防措置を講ずることとし同年七月二十二日右に關する府令を發布した。

氣腫疽・本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹つた畜牛は